

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成年月日	決裁	平成年月日
議長	副議長	事務局長	次長	主査	担当	担当		文書取扱主任	

## 平成 24 年 第 1 決算審査特別委員会 会議録

開催年月日	平成 24 年 9 月 12 日(水)・13 日(木)・14 日(金)		
開催場所	第二委員会室		
出席委員	別紙のとおり	事務局	中嶋事務局長
			橋本主査
欠席委員	別紙のとおり	原田主事	
説明員	別紙のとおり		
議事概要	1 付託事件 認定第 1 号 平成 23 年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について		
	2 審査月日 9 月 12 日から 14 日までの 3 日間、慎重に審査を行った。		
	3 審査の結果 採決の結果、認定第 1 号については全会一致をもって可とすべきものと決定した。		
上記記載のとおり相違ない。 第 1 決算審査特別委員長 小野保之			

## 第1決算審査特別委員会（第1日目）

H24.9.12（水）10：00～

第二委員会室

開会 10：02

### 委員長挨拶

委員長

おはようございます。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。9月6日の本会議でこの委員会が設置され、図らずも私が委員長に指名されました。まことにふなれで、皆様方にご迷惑をおかけすることが多々あると思いますが、その点ご容赦いただき、本日から3日間、大過なく任務を全うできるよう委員各位のご協力、ご指導をお願いいたしまして、簡単ではありますが、開会の挨拶にいたします。よろしくお願ひします。

ただいまより第1決算審査特別委員会を開会いたします。

### 委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

認定第1号 平成23年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についての1件となっております。

### 事前審査説明

委員長

次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程ですが、配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめどとして取り進めることでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議いたします。

審査は、歳出は款別に、歳入は一括して行うものとし、節または細説で50万円以上の不用額について、また要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けた後、質疑を行い、討論、採決については最終日に行うことによろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないようご配意願います。

また、答弁については、部課長に限らず内容の知り得る方が行ってください。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることによろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

次に、討論ですが、各会派の代表の方等に行ってもらうこととし、その順番は市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順とすることによろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。

最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定される資料につきましては、お手元に配付されております。これ以外の関係で資料要求される方は、その都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定いたしたいと思いますが、これでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

### 報告

委員長  
大平部長

ここで大雨被害について建設部長のほうから報告があります。お願いします。お許しをいただきまして、昨日からきょう未明にかけましての大雨につきまして、今の現段階での報告をさせていただきます。

昨日18時ごろから降り出した雨が最大で昨日の19時から20時ぐらいまでの間、約1時間で34.5ミリという雨量を観測してございます。本日の朝8時までの総雨量は66ミリとなってございます。全道各地でかなり大きな被害が出ている模様でございますけれども、滝川につきましては目立った大きな被害は出ておりませんが、江部乙の西15丁目から16丁目付近の江部乙川でございますが、そこら辺の緊急排水についても稼働いたしました。一部内水排除のための排水ポンプを稼働してございます。石狩川本川につきましては、朝4時ごろ水位が22メーターを超えて、排水機場の待機水位に達しました。運転準備をしていたところでございますが、8時半ごろ水位が下がりまして、そこは解除になってございます。西6丁目の農業用排水機場がございまして、熊穴川でございますけれども、4時50分から排水機場の稼働をしたという報告が空知土地改良区のほうから入ってございます。その後、それが今稼働中かどうかはちょっとわかりません。あと、一部有明町付近で下水道の流れが悪いということがあって、23時ごろ排水ポンプ等も稼働させ、処理をいたしました。大きく一時強い雨が降ったときには各所で道路の冠水がございますが、断続的な雨ということがあって、何とか余り大きな被害とはならなかった模様でございます。川の決壊等はあるかと思いますが、一、二件河岸が崩れたといった報告が入っておりますけれども、まだ調査については行ってございません。

以上、今わかる範囲での報告でございました。

### 資料要求

委員長  
清水

次、まず冒頭に資料要求をされる方はございませんか。

指定管理者制度で非公募にするときの要件を規定した要綱、規則、取り扱い要領等、できるだけ詳しく書いたものを要求します。

今清水委員から指定管理者制度に関する詳細な書類が欲しいということで資料要求りましたが、所管は用意できますか。

ただいまの資料ですけれども、適用方針というものがございますので、こちらのほうは用意したいと思います。

それでは、所管で対応可能ということですので、清水委員から要求ありました指定管理者制度の詳細については本委員会として要求することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

所管におかれましては、清水委員から要求がありました1件について速やかに

資料の提出をお願いします。  
ほかに資料要求はありますか。  
(なしの声あり)

委員長 なしと確認します。  
以上で審査方法についての協議を終了し、早速審議に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、日程に従いまして審査を進めます。

### 総括

委員長 最初に、総括について説明を求めます。総務部長。  
(総括について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑に入りますが、冒頭決定したとおり審査は款別に進めることとなりますので、総括は款別にわたらないように質疑願います。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

清水 大きく5点あるのですが、事前にお渡しした通告書の公債費のところで13とありますね。これ、内容的には総括だったということで、これを入れて5点お伺いします。

決算審査意見書の24ページを見ていただきたいのですが、ここに全体の不納欠損の状況が一番下の表に出ております。これについてお聞きをしたいのですが、不納欠損になる前の徵収執行停止理由というものは3つあると。不納欠損の原因となった滞納処分執行停止理由は地方税法15条の7第1項に書かれておりますが、資産、財産がないと。2点目は生活窮迫、3点目は本人も資産も不明ということですが、それぞれ何件ずつがこの不納欠損、件数でいうと全体で、期数ということで書いていますが、全体で23年度は1,538件ということになりますか、これについてお伺いしたいと思います。

2点目は、次に不納欠損の期数1,538件を3つの徵収権消滅事由ごとに示されているわけですが、3つともいつからかということではちょっと存じませんが、この数年ほとんどもう3割とか5割とかというペースで減ってきてているわけですが、その理由についてお伺いします。

さらに、5年消滅、ここでいう一番上の法第18条、5年経過消滅ですが、執行権を行使せずに5年ということですが、なぜ執行権を行使できないのか。法人の倒産や相続放棄など考えられるのですが、それ以外も含め、どんな理由があるのかということについてお伺いします。

次に、4点目、固定資産税、都市計画税の滞納で連帯納税義務者がいる場合に連帯納税義務者に対して滝川市税の滞納者に対する行政サービスの制限に関する基準に係る措置をしているか。していない場合は問題と考えますが、しているかどうか。また、問題か問題でないか。問題でないとするなら、その理由について伺います。

5点目は、決算審査意見書の2ページを見ていただきたいのですが、年度収支額では一般会計は1億9,933万3,000円の赤字、前年度が1億1,546万3,000円の黒字ということに対して、悪化しているということを述べています。しかし、公債費は23億1,771万円、これに対して歳入の市債16億5,304万円との差額は6億5,867万円で、返済超過という状況です。さらに、基金は2億4,141万円の積

み立てに対して3,051万円の取り崩しで、差し引き2億1,090万円の積み立て超過と。単年度でいうと、これらを加えれば6億7,024万円の黒字でないかと私は考えるのですが、さらに建設事業費や政策予算はどうだったかというと、滝川駅バリアフリー化に8,410万円、消防分団詰所新築設計費を含む一部事務組合の繰り出し、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に5,125万8,000円、まちづくりセンターの街なか移転費が2億3,440万円、約1,260万円の保育料金引き下げ、開西中学校改築に5億3,963万円、第三小改築基本設計や図書館市庁舎移転、プレミアム商品券1,000万円など、一定の規模が23年度行われています。こういうふうに考えると、将来の施設や道路などの建設事業費や三セクの埋め合わせ、またいろいろな政策、支出を考慮しても、滝川市の財政というのはタッグ計画開始前と比較すると非常に改善がされており、例えば1億6,000万円の給食費無料という前田市長の公約など、市民のための政策も実行できる。そんな状態だというように、私は考えるまではいきませんが、そういうふうに今見えるわけですが、お考えを伺いたいと思います。

以上です。

越前副主幹

今の清水委員さんからのまず1つ目の質問、不納欠損期数を上げていると。不納欠損前の執行停止の原因となった理由は3つの理由があるが、それぞれ何件ずつかというご質問でしたが、地方税法第15条の7第1項第1号に該当する財産なしある178件で、第2号該当の生活窮迫については36件、第3号に該当する不明については1件となっています。

2つ目のご質問でしたが、不納欠損期数の徴収権消滅事由を3つについて上げていると。3つとも年々減少しているが、その理由についてということでございましたが、まず決算審査意見書、24ページ、資料5、市税不納欠損額内訳に記載されている表の左、区分についてご説明いたします。上段の法第18条について、地方団体の徴収金に係る消滅時効は5年とすること。また、納税義務者は時効の援用を要せず、その利益を放棄することができないと規定されています。中段の法第15条の7第4項について、滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、または納入する義務はその執行の停止が3年間継続したときは消滅すると規定されています。下段の法第15条の7第5項について、滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金を納付し、または納入する義務を直ちに消滅させることができると規定されています。そのようなことを踏まえまして、ご質問のあった年々減少している理由について説明していきたいと思います。これまで現年度分、滞納繰り越しとともに未納、滞納額の圧縮のため差し押さえ等の滞納処分の強化を実施するとともに、前述しました地方税法第15条の7の規定による滞納処分の執行停止等を行ってきたことにより、結果としてここ数年間、特に現年分の未納期数は毎年縮減の傾向にあります。このように滞納となった租税債権に対し必要に応じて認められる範囲で行った各種調査や納税折衝等によって滞納者の実情を把握する中で関係法規に基づき適正かつ効率的な徴収を重ねてきたことが結果として不納欠損の減少につながったものと考えております。

3つ目のご質問ですが、まず地方税法第18条、地方税法の消滅事項についてご説明いたします。地方税法では、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、

時効により消滅するとされております。つまり徴収の努力をしたにもかかわらず、その期間までに収納に至らなかつたとき徴収の権利は時効により消滅するというものです。このことを踏まえまして、ご質問の執行権行使せず、5年消滅する事案にどのような理由があるかについて説明いたします。執行権行使できなかつた、滞納処分の停止または差し押さえ等の滞納処分に至らないような事案として、例えば相談や隠し調査を行う中で処分することができる財産がない等の状況が短い期間で繰り返されるものがあります。具体的に申し上げますと、季節雇用等の場合において稼働している期間に限定して言えば担税力があるものと判断できますが、稼働期間終了後は安定した収入が見込めないなど1年間を通じた生活状況が不安定なケースもあることから、滞納処分することにより生活を窮屈させるような場合には、差し押さえ、換価処分を行わず、納税折衝を重ねる場合もあります。これだけではなく、それ以外にもさまざま理由があることをご理解願いたいと思います。

以上です。

鎌田課長

4問目の質問で、固定資産税の関係ですけれども、清水委員さんご指摘のとおりのお話でございます。具体的に連帯納税義務者に対して告知行為等を行いまして、具体的に納税義務が確定した、こういった事案については当然滞納になつていれば滞納者に対する行政サービスの制限という基準にのつとて取り扱いするということでございます。

以上です。

高橋課長

清水委員さんの5番目の質問、現在の財政状況につきまして政策が実現できるような財政状況ではないかというご質問でございますが、先ほど総括説明でも申し上げましたとおり、234ページで本年度の実質収支額が4億878万8,000円ということでございまして、前年度については6億1,000万円ほどということで2億円程度マイナスという形になっております。さらに、一般財源での基金の積み立てについては、財政調整基金で約1億円、施設整備政策基金で1億1,500万円ほどを基金に積み立てをしておりますので、この部分を考えるととんとんというような形にはなるのかなというふうには考えております。ただ、歳入的に申し上げますと、平成23年度の市税の決算では43億5,000万円、平成24年度の当初予算では42億2,000万円ということで、1億3,000万円ほどのマイナスということになっておりまし、普通交付税につきましても市長口頭報告をさせていただいておりますが、臨時財政対策債を合わせても予算対比で9,000万円の減という状況、決算比較でも6,000万円の減という状況でございます。一方、歳出につきましては、優先して行わなければならない事業、特に小中学校の耐震化というものにつきましては、平成27年度までに完了という形になっておりますので、これらの事業を進めなければいけないということと、今動いておりますが、第三小学校の改築というものも目前にあるということでございます。今後につきましても、施設の老朽化等がありますので、これらに対して大きな財政需要が発生するというようなことも考えておりますので、事業の政策の取捨選択については重要度、優先度を考慮しながら行っていきたいと考えております。以上でございます。

清水

4点目についてだけお伺いします。

納税告知をしていれば、市税滞納者に対する行政サービスの制限に関する基準にかかる措置がされると。しかし、納税告知していなければ、サービス制限

の措置に該当しないという答弁でした。明らかにこれは不公平ですよね。連帯納税義務者は、滞納しているということは紛れもない事実で、徴税行為を進める上で連帯納税義務者に告知をするかしないかという、それは手続だけの話で、連帯納税義務を持っている人は滞納者の一人だということは歴然とした事実です。とすれば、私は二者択一だと思うのです。告知をするか、告知をしないのならそういう税の滞納によるサービス制限という不公平をやめるか、もう私はどちらかを選ぶしかないというふうに思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

鎌田課長

私的な意見を述べる場ではないと思いますので、法律にのっとった手続についてお話しさせていただきますが、これまで申し上げてきましたけれども、告知行為につきましては連帯納税義務者の一人にすれば全員に及ぶのだということでの手続で、これは適法に行っているということでございます。連帯納税義務者、今清水委員さんがお話しされましたけれども、滞納になった場合、全員が滞納者であるという位置づけにつきましては、清水委員さんのお考えだと思いますので、これについては私として述べるものはございませんけれども、もし必要であれば、これもこれまで述べてきてているお話です。徴収の手続として必要であれば、他の滞納処分と同様の手続をもって連帯納税義務者に対しましても徴収の手続、滞納処分等の手続をとっていくということでありますから、その点については法にのっとった手続ということでご理解いただきしかねないのだと思います。告知行為そのものにつきましては、現状では滞納処分の前提の手続として行うのだというときに、いわゆる納税通知書というのを別途発送して行うということでの取り扱いになっておりますので、そのような取り扱いであるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

清水

もっと簡潔に答えてほしいのですが、代表者に対して告知をしていることで、連帯納税義務者には告知をしていないことになるというふうに考えているのですか、所管では。

委員長

清水委員の質疑は聞こえましたか。

(何事か言う声あり)

委員長

清水委員、もう一回お願ひします。

済みません、ちょっと暑さ対策で窓を開けていますので、声が通らないことがありますので、なるべくマイクのほうに近づけてお願ひいたします。

清水

所管は、固定資産税の代表者に告知することで連帯納税義務者に告知はしていないというふうに判断をしているということで理解してよろしいでしょうか。これまでお話ししているとおりです。法にのっとった手続として、代表の方に告知行為を行えば連帯納税義務者全員に告知行為を行ったという扱いになるとという理解です。

清水

私は、連帯納税義務者にサービス制限に関する基準に係る措置をしているかと、していない場合は問題でないかという質疑をしたのです。ということは、固定資産税における連帯納税義務者というのは、かなりの件数に、人数に上ると思われます、滞納者が。それで、代表者に告知することで連帯納税義務者に対しても告知したことになるということですから、まず最初にお聞きをした連帯納税義務者にサービスの制限に関する基準に係る措置をしているかどうか。先ほどは、告知をしていればしているはずだという、そういう答弁なのです。

そうでなくて、実態としてしているかどうか、これは恐らく税務課長では答弁できないでしょう。各サービスの制限に関しての所管にそういう税情報が伝わっていなければサービスの制限をしようがないわけですが、あわせて制度上、システム上、滞納のある連帯納税義務者に対してどの程度の滞納があるのかという情報は全所管に伝わっていますか。

鎌田課長

行政サービス制限を行うに当たって、いわゆる滞納があるかないかの確認というのは税務課で行いますので、そういう情報を他の所属に伝えるというようなことはございません。したがいまして、税務課で全て滞納があるかないかの判断はしております。

清水 水

今システム上は税務課が判断をしてこういう人が滞納しているのだよという情報を各サービスをしている所管に伝えるというご答弁だったのですが、問題はそこの中に告知していれば滞納者1人だということなのですが、本当に滞納者としてサービス制限の名簿に入っているのですか。

鎌田課長

告知行為を行って、具体的に納税義務が確定している方々がいらっしゃるとすれば、その方たちに滞納があるとすれば、当然そのような手続をとっているということを最初に申し上げました。

清水 水

ちょっとまたもとに戻ったのだけれども、今課長は先ほどの答弁で代表者に告知をしていれば連帯納税義務者にも告知したことになると言ったのです。今言ったのはそうでなくて、代表者だけでなく連帯納税義務者にも告知をしなければ告知したことにならないということで、先ほどの答弁と違う。違うかどうかは別として、先ほどのことは置いてもう一回聞きます。連帯納税義務者に個別に督促をしなければ、告知をしなければ滞納告知をしていないということですね。

鎌田課長

具体的に納税義務を確定させて、その後滞納処分等の手続を行うためには告知行為を改めて行う必要はあるということです。

以上です。

清水 水

どうもちょっと、清水委員の言っているとおりですと言ってくれればいいのだけれども、どうも何かちょっと違うのかそのとおりなのかよくわからない答弁なのだけれども、僕は今の答弁でいえば、やはり督促をしなければ連帯納税義務者に対する告知をしたことにならないとまず受け取りました。その受け取りが違っているなら違っていると言ってください。

それで、次に移りますけれども、そういうことを踏まえると、やはり連帯納税義務者ですから、しかも固定資産の共有名義者ですから、こういう方たちが実は代表者が払っているのだろうと思っているけれども、払っていない。その時点で連帯納税義務が発生しているわけです。それを市が告知していないだけだということであれば、この方たちはやはり滞納者なのです。所管と滞納者かどうかという考え方、判断基準では異なりますけれども、私はそれは滞納者だと思うのです。そうすると、こういった滞納者に対してはサービス制限をしないと。しかも、固定資産を、先ほどありましたけれども、財産のないために5年間告知もしない方たちが、先ほどでいえば911件ですから、100人近くいらっしゃるわけです。こういう厳しい中で、固定資産がある方で、しかも税滞納していると。資産があるかないかも調べずに、こういうサービス制限に関する基準の執行のあり方というのは私は不公平だというふうに考えますが、まず市民生活部長、お考えを伺います。

- 庄野部長 個々の取り組みは、先ほど課長のほうから説明したとおりなのですけれども、それぞれ滞納の状況というのは異なっていますので、それぞれの状況のご相談に乗り、対応しながら進めているというのが内容でございますので、一律にお答えするということにはならないと思っています。個々の対応、それに今尽きると思っています。
- 清水 個々の対応って、そうやって答弁逃げたらだめです。では、個々の対応で違うといったら、もっと詳しく言ってください。固定資産税の連帯納税義務者でこういう人は告知をする人でないのだと。ということは、逆に個々の事例ということでいえば告知すべき人もいるということですね。連帯納税義務者で滞納がある方、代表者が滞納している方の中で今回告知をしないためにサービス制限の適用を受けない、しかも資産がある方、そういう方はゼロ人だということでしょうか。
- 庄野部長 税に関して言えば、いつものことでございますけれども、個々の個人情報にもかかわること、個々の情報についてはお答え申し上げないということでご理解いただきたいと思います。
- 清水 2度お聞きしましたので、これ以上お聞きしません。
- では、副市長、最後に、今の質疑、答弁で私は税サービス制限に関する基準の適用が、この固定資産税の連帯納税義務者についてはその他の制限を受けている方と不公平な状態にあると。よって、サービス制限を全部やめるか、それともきちっと連帯納税義務者についても実施をするか、このどちらかにすべきだというふうに思うのですが、その他の選択肢も含めお考えを伺いたいと思います。
- 吉井副市長 連帯納税義務の今のやりとりは、税務課長と清水委員がされたことのとおりでございますけれども、不公平であるという認識はございません。この滞納処分とか差し押さえとかをやるときには、事前の話し合いだとそれぞの個人の方たちの生活のぐあいですとか、把握をして話し合いをし、あとは相手の方にきちっと応対をしていただけるかどうかとか、そういうことを判断する中で滞納処分というのはやってきてているという認識もございますので、今後とも公平、公正な課税ということを念頭に置きながら法にのつった徴収事務を進めていくということに尽きるのではないかと認識をしております。よろしくお願ひします。
- 清水 副市長、今言われた滞納処分は話し合いのもとでと、これはもう当然のことです。これは、しっかりとやっていただからなければならないことです。しかし、滞納処分の前に、いわゆる督促、告知という、これは自動的に行われる話なのです。6期で払うものがあれば、1期ごとに督促が行くわけですから。けれども、固定資産税については、もう5年も10年も督促すら行かないと、告知すらされないと。話し合いの前提まで行っていないのです。今の副市長の答弁では私は納得できません。なぜ督促や告知もされないと。もっと不公平が起きているということなのです。そういうことを踏まえて、やはり不公平があるのではないかというように思いますが、お考えを伺います。
- 吉井副市長 かつて徴税吏員として自分も携わっていました。法にのつとりながら職員の頑張りも見ながら、今の税務の徴収体制についてはきちんとやっているというふうに認識をしておりますし、督促とかそういうことも一種の、滞納処分の一つのものということでございますので、それにつきましては何度も繰り返します

けれども、法的なことに基づきまして対応していくということ、このことに尽きるということでございます。ご理解いただきたいと思います。

清　水

2度お聞きしましたが、これをもう一度お聞きして、それが納得できなければ留保したいと思います。

先ほどの決算審査意見書の24ページの法第18条、いわゆる執行権を行使しない、つまり告知行為をしないということですね……違う、滞納処分をしないということかな。滞納処分せずに5年というのは、全て財産がない方だということを言わされました。私は、これ非常に適切な判断で進められたと思いました。ただ、今回の事例というのは財産がある方なのです。財産がある方に対して滞納処分はおろか督促もしない、もちろん相談もしない、これはやはり税の公平性という点では度を過ぎた問題です。これは、私は今回サービス制限に関する基準ということで具体的にお聞きをしていますので、しかし事態はこういう基準に関する措置が適用されているかどうかということにとどまらず、税の公平性というところまで私は問題が行っているのではないかというふうに思いますので、再度お伺いいたしたいと思います。

吉井副市長

連帯納税義務者への滞納処分、告知等も含めたことにつきましては、その場合、場合によりましては告知を、先ほど税務課長も答弁いたしましたけれども、処分する際には改めて告知も行いますし、それを踏まえて処分をしていくという流れでございます。全ての事柄について何も行動を起こさないということではありませんので、きちんとその事案等を検討しながら対応していきたいということでご理解いただきたいと思います。

清　水  
委員長

質疑を留保したいと思います。

他に質疑ございませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、質疑の留保は清水委員の滝川市税の滞納者に対する行政サービスの制限に関する基準にかかる措置をしているか、していない場合は問題ではないか。問題ではないとするなら、その理由ということの、その1件と確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

以上で総括の質疑を終結いたします。

それでは、款別の審査に入ります。

所管からは、50万円以上の不用額、また執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けることといたします。

### 議会費

議会費の説明を求めます。議会事務局長。

(議会費について説明する。)

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

以上で、議会費の質疑を終結いたします。

### 総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費

総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費を一括して説明を求めます。

山崎部長

(総務費から予備費まで総務部が所管する部分等について説明する。)

- 庄野部長 (市民生活部所管の総務費について説明する。)  
委員長 説明が終わりました。  
木下 これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。  
私のほうからは3件ほどございますので、お願ひします。  
まず、99ページ、総務管理費の中の一般管理費、職員研修に要した経費の497万1,465円の内訳の中に職員研修で事務概要の10ページにJAたきかわサービスにおける体験研修7人、新任女性主査、この女性主査という狙いは何か。また、どのような体験をしたのかお聞きしたいと思います。  
それから、同じく99ページ、総務管理費の一般管理費、自治体職員協力交流事業に要した経費528万9,964円、何の事業でしょうか。ちょっと勉強不足でわかりませんので、伺います。  
それから、3点目、110ページ、111ページの総務費の総務管理費の14目の地域活性化・きめ細かな交付金事業、負担金補助及び交付金1,000万円、プレミアム商品券発行事業、支出の内訳をお伺いします。  
以上3件についてよろしくお願ひいたします。
- 田中課長 1点目のJAたきかわサービスの研修、なぜ女性主査かということと体験の内容でございます。まず、前段民間企業感覚を取り入れた市役所改革、これは市長の基本姿勢でございます。これらを実現するために平成23年度から民間研修を実施しております。実績としましては3社で22名の職員を受講させているところでございます。JAたきかわサービスにつきましては、新任女性主査ということですけれども、主査職に昇任をすると、いわゆるリーダーということになるわけですけれども、そういう節目にそういった役割も認識をしていただきたいということでございます。内容でございますけれども、朝礼の見学ですかとか社長の講話、どういう視点で経営をしているかという講話、あるいは店舗の現場体験ということで商品陳列というのもございます。相手の受け入れの態勢もございまして、大勢でということもなかなかなりません。まして店舗でそういった商品陳列も体験するということで、この部分について女性ならではの細やかな視点ということも考慮いたしまして、一番大きな狙いは新たなりーだーとなつた節目でというところでございます。この部分について、今後も継続をしていきたいというふうに考えてございます。
- 山内課長 ただいまの木下委員さんの自治体職員協力交流事業に要した経費に関するご質問でございますけれども、こちらの事業につきましては横綱白鵬プロジェクトに関連してございまして、白鵬閣の願いの一つでございますモンゴル国での米づくりをということを推進するためにモンゴル国より2名の農業技術研修員を受け入れておりますけれども、こちらの事業のことでございます。事業名につきましては自治体職員協力交流事業となっておりますが、これは国の総務省及び財団法人自治体国際化協会というところで実施している事業を使っておりますので、このような名称になっておりますので、少々わかりにくかったことをご了解ください。
- 青木主査 以上でございます。  
私のほうから市民の住まいと暮らしのスーパー・プレミアム商品券事業の概要と実績も含めてご説明させていただきます。この事業につきましては、発行する商品券の額面20パーセントのプレミアムを付した滝川得とく商品券を発行しまして、市民生活の支援及び商工業振興に資することを目的とし、商工会議所、

江部乙商工会、滝川市商店街振興組合連合会で組織されました滝川プレミアム商品券発行事業実行委員会により実施された事業です。商品券は2種類発行されました。1つが食料品、医療、飲食店など日々の暮らしに係る支払いに利用できる暮らし券で額面1,000円券を12枚入りワンセット1万円で2,000円のプレミアムを付したもの。そして、もう一つが住宅などの改修工事など住まいに係る支払いに利用できる建設券で1万円券を6枚入りワンセット5万円とし、1万円のプレミアムを付与したものでした。参加した事業所数ですが、暮らし券が210店舗、うち郊外型大型店の参加は1店舗でした。建設券については50店舗の参加があり、郊外型大型店の参加はありませんでした。販売実績についてですが、購入者の実人数の把握については実行委員会においては把握はできておりませんが、暮らし券の販売が3,329セット、建設券の販売が460セットでした。利用状況と内訳ですが、暮らし券、建設券合わせての利用額は6,752万5,000円でした。主な利用内訳ですが、暮らし券は123店舗で利用されました。利用金額は3,937万5,000円でした。そのうち食料品に利用されたのが2,438万3,000円、暮らし券全体のうち61.93パーセント、生活物販に利用されたのが790万6,000円で20.08パーセント、飲食に利用されたのが429万4,000円で10.91パーセントでした。なお、郊外型大型店での利用は1店舗において774万円が食料品に利用され、暮らし券のうち19.65パーセントの利用割合、暮らし券、建設券を合わせた全体の利用割合としては11.46パーセントでした。なお、建設券の利用は27事業所で2,815万円、郊外型大型店の利用はございません。この事業に対しまして、地域活性化・きめ細かな交付金により総事業費約6,900万円のうち発行した額面の20パーセントのプレミアム分並びに商品券の印刷費や告知、事務経費に対しまして滝川市より1,000万円を補助金として交付し、事業を終了しております。

以上です。

委員長  
大 谷

ほかに質疑ございますか。

2件お願いいたしますが、1件目は111ページ、一番下のほうに児童虐待防止事業がございます。私としては、このオレンジリボンだとかの活動はよく見えているのですが、どういった事業内容があったのかということと、それからそれに人権擁護委員だとか民生委員だとかいろんなかかわりがあるのだと思うのですが、どういった人たちがそういう事業にかかわっているのかと。それから、相談の内容だとかはどういうものなのか、件数はどの程度あるのかということと、その人たちの現状がどうなっているのかということがわかれればお知らせいただきたいと思います。

次、2点目ですが、107ページ、先ほど部長の説明の中で報償費だったのですが、まちづくりの行政パートナーが途中でやめたということで不用額出しているのですが、そういう場合に対しては補充とかはしないで現在の残っている人数でこなしていく、これを残していくのが適当なのかどうか、そこら辺の様子と判断を教えていただきたいと思います。

小畠副主幹

2点目のご質問のほうから先にお答えしたいと思います。

市民生活部長のほうから説明いたしましたまちづくりセンターの行政パートナーに係る報償費の減ということのお話をさせていただきましたが、まちづくりセンターにつきましては行政パートナーを2名配置しておりました。その中で1名の方が途中で、仕事外ですけれども、ちょっとけがをされまして、6月の

途中までしかお手伝いをいただけなかつたという事情がありました。その中で残された職員、臨時職員、それからもう一人の行政パートナーでまちづくりセンターのオープンから年度末まで対応していただく中で、その途中でどうしてもということがございまして、嘱託職員を1名途中から配置して対応したということがございます。

以上です。

堀副主幹

ご質問にありました地域活性化・住民生活に光をそぐ交付金の中の児童虐待防止事業について、事業の概要を説明させていただきます。

主に内容は3点あります、1つ目は自発的な相談の誘発及び周辺の監視の向上といたしまして、児童虐待防止啓発、相談先案内のポスターなどの作成をした経費、そして大谷委員さんもおっしゃられたようにオレンジリボン配布による啓発に要した経費、虐待防止講演会、そしてシンポジウムを開催した経費。2点目に、リスクのある家庭の掘り起こしといたしまして、新生児訪問、その他健康相談、家庭訪問に必要な消耗品費等の……

申しわけございません。ちょっと内容に違いがありましたので、ただいま原課のほうに確認いたしますので、少々お時間を下さい。

景由副主幹

23年度の決算につきましては、栄養システムということで給食というか、児童虐待につながらないように栄養価を計算するシステムを導入してございます。そちらの経費です。

大 谷

そうしましたら、児童虐待ということは、例えば新生児とか乳幼児だとかが栄養状況が悪いかどうかで虐待につながるかどうかということを図るためにどうですか。

それと、もう一点のほうなのですが、行政パートナーのほうなのですけれども、50万4,000円といつたらかなりの額なのですが、それが臨時やパートでいいということであれば、予算段階からそういった見積もり等も今後検討されるということになっていくのかどうか、2点について伺います。

小畠副主幹

まちづくりセンターの関係で50万4,000円の未執行、そのうちの先ほど6月途中までという方についての47万5,000円の未執行がありました。基本的には、この経費につきましては行政パートナーという形でお願いしたかったというのが実情でございますけれども、人探しということもままならなくて、そのまま未執行になり、かわりにオープンに合わせて作業も忙しくなってきた関係で職員費のほうで嘱託職員ということで採用いたしました。まちづくりセンターに係る行政パートナーについては、業務もなかなか大変だということもありまして、平成24年度からは、今年度からは行政パートナーを配置しないで嘱託職員のほうに切りかえまして、現在対応しているところでございます。

以上です。

委員長

児童虐待の件でありますけれども、担当のほう今来ますので、ちょっとお待ちいただいて、暫時休憩します。

休憩 11:29

再開 11:33

委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

改めて大谷委員から先ほどの件で再度質疑をお願いします。

大 谷

111ページになりますが、児童虐待防止事業のところで75万5,700円書かれておりますけれども、先ほどオレンジリボンだとかポスター、シンポジウム、講演

会、そういう内容の事業をされているということを伺いました。そのほかに、私の質問としては人権擁護委員だとか民生委員のかかわりだとか、虐待の状況の相談の内容とかどのくらいの件数があるのかと、その内容について現状はどうになっているのかと。こういうふうに改善されているとか、なお引き続きこうだとか、そういうことがあれば教えていただきたいという質問いたしました。

樋郡部次長

まず、人権擁護委員さんだとか民生委員さんのかかわりでございますが、実は児童虐待のケースが起ったときにケース会議というのを開いております。そのケース会議には、その事例の地域にかかわる民生委員さんとかにも集まっていただきます。もちろんそのケース会議のときには、学童であれば教育委員会等かかわりのある関係機関の方が集まっています。ですから、民生委員さんというのは地域にお住まいですから、地域の事情に詳しいということもありますまして、日常的なことをケース会議のときに伺います。ケース会議も場合によっては1回で終わるわけではございませんので、何度かお集まりいただくのですが、その間経過等を観察していただくというか、見守りをしていただくというようなことで日常的なかかわりも持っています。

それから、件数でございますが、23年度については事務概要のほうにも記載してございますが、23年度全部の件数が74件、そのうち児童虐待相談が26件となっております。それから、24年度の8月末現在でございますが、93件で、そのうち虐待と思われる件数が43件ということで、昨年度に比較しますとどちらかというと増加傾向にございます。

そんな中で、何か起こってからということでは遅いので、今は、先ほどオレンジリボン運動だとかキャンペーンの話もおっしゃっておりましたけれども、これからは事前に予防をするような形の啓発を進めていきたいなということで今計画しているところでございます。

以上でございます。

大 谷

わかりました。

それでは、先ほど栄養関係の分はなしでいいのですね。

堀副主幹

先ほどの発言の訂正をさせてください。

決算書110ページ、111ページにあります地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業につきましては、平成22年度と平成23年度の事業であります、冒頭私が申し上げましたポスター作成、オレンジリボンの作成、シンポジウムの開催等は22年度に実施をした分の事業であります。23年度に実施をしましたのは、先ほど申し上げました保育所給食システムの更新業務が決算書に載っております75万5,790円の全額となっておりますので、そのように訂正をさせてください。よろしくお願ひいたします。

委員長

ほかに質疑ございますか。

山 口

それでは、事務概要調の20ページ、財政課の入札制度の検討状況、検討内容のイとウに関してなのですけれども、具体的にどのように検討を加えて、検討結果が出たのであればそれも具体的にお願いします。

橋本主幹

今のご質問の事務概要20ページの地域限定型一般競争入札に関する要綱についてでございますけれども、これにつきましては平成20年度から試行という形で実施をしておりました。それを24年度からは本格実施ということに変更させていただいております。

続きまして、ウの最低制限価格の設定についてでございますけれども、これにつきましては22年度から一部の工事、解体工事と、委託業務で測量業務と建築設計業務につきましては最低制限価格を設定してございます。そのうちの測量業務につきましては、最低制限価格が、入札価格ですね、応札の額が非常に低いということから、今まで最低制限価格を設定していたのが大体70パーセント、71パーセントで設定をしてございました。大体70パーセント前後での応札がついたことから失格者も出たということから、率を約10パーセント上げて、約81パーセント台に上げて設定をさせていただいたと、そういう変更でございます。

以上でございます。

山 口

ウはわかりました。  
イの地域限定型一般競争入札なのですけれども、以前からいろいろ各団体から陳情等あったと思うのですけれども、地域限定型にする要件といいますか、工事の種類といいますか、そういうものも検討内容に入れているのか。それから、地域限定の業者の区別なのですけれども、恐らく従前は滝川本社、滝川にあとは営業所、支社があるものは同様の地場企業というふうな認識をしているのですけれども、そういうものから滝川本社、本店に限るというような内容も要綱の検討事項に入っていたのかどうか。

橋本主幹

今の地域限定型一般競争入札に関する要綱についてでございますけれども、工事につきましては100パーセント地域限定型一般競争入札を実施してございます。工種につきましては、工事今8種ございますが、8種全部で地域限定型一般競争入札を実施してございます。あと地域限定型で業者の参加要件でございますけれども、市内業者及び地場業者という形で実施をしてございまして、市内に本店、支店、営業所のある業者全てを対象としてございますが、滝川市内に本店、本社のみというような検討についてはまだしてはございません。

以上です。

委員長

井 上

ほかに質疑ございますか。  
109ページ、未来へつなぐ市民税1パーセント事業、これについて質問をいたします。まず、この予算は幾らなのですか。それで、基本的にこの予算は非常にすばらしい予算だと思います。これを何でもかんでも減らせばいいというような、減らすというか、不用額にすればいいという発想そのものがおかしいです。まちおこしの起爆剤にこれはしなければならないのです。私もこの補助金をいただいたイベントをやっているのですが、ここに書いてあるのだけれども、社会貢献、広域的、これは大事なことなのだけれども、一般市民がまちおこしをやって、市役所でデスクワークしている人方とちょっと違うのです。やっぱりいろいろ技術援助して、いろいろ使える状態にサポートしてあげるのが職員の仕事です。それで、実際に50億円の1パーセントの500万円というようなことなのだけれども、去年も質問しましたが、実際申請が何件あって、実際に採用したのが何件あるのか。たしか2年目、3年目という中で、新規にこのまちおこしのイベントを企画してきたところ、新規事業として受け付けたところ、新しいアイデアを持ってきて却下されたところ、その辺が非常にまちおこしに大事なところです。新しくできたみんながいい雰囲気になってきたから、これ実際に予算額と不用額がどういうふうになっているのかお聞きします。

井上委員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、予算額につきましては500万円、これは22年度から実施された事業でご

工藤所長

ざいまして、ことしで4年目を迎える事業でございます。市民税1パーセント事業とはなっておりますけれども、実際には個人市民税の額が約15億円いうことで、本来であれば1,500万円の予算計上とするとところでございますけれども、従前の補助金等の申請状況等を勘案しながら500万というふうに設定したところでございます。

それで、昨年度の状況でございますけれども、申請件数につきましては15件、そのうち12件が採択されたところでございます。また、昨年度の補助申請に当たりましての相談件数が25件ございました。実績につきましては、以上の12件でございます。なお、昨年度の12件のうちの新規事業につきましては、残念ながら昨年は新規事業はございません。また、昨年度の事業の中身でございますけれども、地域等のイベント事業が7事業、その他の事業については5つの事業ということになってございます。

なお、申請件数の15件のうち採択12件ということで、3件ほど不採択になってございますけれども、これらの不採択の理由につきましては内容が講演会に限るというふうなものだったり、あとその団体の活動の発表会というふうな事業につきましては不採択になったということでございます。

以上です。

井 上

そうすると、この500万円のうち半分、220万円ぐらい使ったということで、逆に言うと、280万円残しているということです。私は、もっともっと市民運動を起こさないとだめだと思うのです。それで、イベント起こしたとか可能性は滝川のまちにたくさんあります。工藤所長は異動してきたばかりだが、これは使いやすいように、どういうような改善をしてきたのか。どういうような経過できたのか。先ほど聞いたら、職員も減らしたというか、何かアクシデントがあったようだけれども、その辺のところとの関連がないのですか。新しくこの予算がどんどん使われていくべきで、不用額を出せば褒められるような仕事ではないのです。ずっとアップしていかなかったら、滝川のまちがだんだん沈んでいくのです。いろいろな地域で少子高齢化でイベントがだんだんできなくなってきたているのです。単なるチェック機能だけではだめだと思います。まちおこしをさせていくという基本的な理念に立たなかったら、私は予算が使われていかないと思います。どういうような改善策をこの年にやったのか、また、根本的に予算額を見直すのか、その辺の関係を副市長にお聞きします。

工藤所長

昨年度、2年間経過しまして、今年度から実は1パーセント事業、一部要綱を改正してございまして、一応3事業ということで大きく地域のイベント事業等、それと新たに今年度から事業を立ち上げたいとか、新しい団体等に申請しやすいような形に実は変更してございます。それで、今年度の現在の申請状況なのですけれども、今のところ8月末までの確定でございますけれども、13件で362万2,000円確定してございます。それと、今月申請されている団体が3件ございます。3件とも採択された場合ですけれども、70万円の補助申請が出ていると。それらを足すと432万2,000円の現在の補助申請になるということで、今現在は500万円に近い状況でございます。また、ことしに限れば既に新規事業ということで3つの事業が新たに申請されております。これらにつきましては、イベント事業もございますし、今までにないような、一部これは江部乙の丸加のほうの周辺の関係ですけれども、こちらのほうの今後の基本計画等を含めた整備を団体のほうから、再生協議会のほうから申請がございまして、今までにない計

画づくり等に対する助成金50万円につきましても一応採択されております。ですから、今後我々ももっとPRに努めまして、500万円超えるような申請をしていただいた中で皆さんに活用していただけるようなものにしていきたいと考えております。

以上です。

井 上

どんどんやつたらいいと思います。こんな280万円も残すような施策ではだめです。基本的なことだから、副市長に答弁を求めます。

吉井副市長

すばらしい制度だということで井上委員さんのほうから言っていただきましたが、せっかくの予算、残念ながら残してしまったということですが、まちづくりセンターというのはいろんな仕掛けを起こす場所でもありますし、そこを起點に何かが起こってくる場所だというふうに認識をしております。したがいまして、あそこにいる職員というのはそういうことをコーディネートする役割だというふうに認識をしておりませんので、きちんとこういった理念を十分踏まえまして、ことしは3年目ということで、今までどうだったかということをさらに検証して、そういう理念を生かした新しい形がどういうことなのかも含めて考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委 員 長

ほかに質疑ござりますか。

清 水

私のほうから質疑があります。

委 員 長

清水委員の質疑がありますけれども、時間的に午後からにしたいと思いますが、よろしいですか。

(よしの声あり)

委 員 長

それでは、ここで昼食休憩に入ります。

休 憩 11：56

再 開 13：00

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清 水

それでは、全部で17点になると思うのですが、簡潔に質疑を行います。

まず、総務費で財政課契約グループのところということで、何費に該当するのかよくわからないのですが、平成24年4月1日の入札制度改定で滝川市が発注している単独工事、単独委託業務を対象として単独経費定率の公表を施行することとしたいとされました。23年度までは、各入札参加者ごとに違う率が使われ、各入札参加者ごとに率について市に問い合わせ、個別に回答していたということを伺います。

次が談合情報の有無、指名停止等の有無について伺います。

次が滝川市立小中学校除排雪業務その2が不調で終わりました。入札をやめて契約はどうしたのか、不調の原因と対策について。

4点目が委託業務が全体的に落札率が低下しています。以前から測量関係は低かったが、街路樹剪定、街路樹管理、施設除排雪なども低下しました。要因について伺います。

5点目は、地域限定一般競争入札については、先ほど山口委員の質疑に対して、工事は全てこれを実施したということですが、ほかの実施状況、また落札率の特徴について伺います。

6点目は、市民生活推進費107ページです。コミュニティ施設の運営管理に要した経費のうち非公募の指定管理施設について、設備、備品管理の責任分担は金額で分ける、具体的に契約で明記するなどどのようにしているのか伺います。

7点目は、非公募の理由は、先ほど資料請求で出されました滝川市指定管理者制度適用方針で定められています。適用方針の内容と決算年度の実施は、それに応える結果になったのか。適用方針の内容については、先ほど渡された資料に書かれておりますので、答弁は必要ありません。こういう概略について決算年度の実施は応えたかどうかという程度の答弁で結構です。

8点目です。各施設の運営委員会が集まる運営協議会というものがありますが、何回、何を議題としたのか。

9点目は、定休日以外で管理人が不在、施錠の時間があった施設はどこか。また、その場合の受け付けなどの管理は在宅で行われたと思うが、人件費は最低賃金を上回ったか伺います。

次が10点目ですが、決算審査参考資料で指定管理施設収支状況というのがあります、コミュニティ施設については全て黒字になっておりますが、一部実態は赤字で町内会、連合会等で繰り入れしているということが先ほどの厚生常任委員会の堀副委員長の質疑で明らかになっております。この点で、これはあくまでも指定管理施設の収支ですから、実態として赤字であれば赤字ということで示すべきというふうに思いますので、その施設についての実態をお伺いしたいと思います。

11点目は、黒字になっていて、特に東滝川転作研修センターと三世代交流北地区分館が20万円以上の黒字になっておりますが、この用途等について伺います。

12点目は、職員費について伺います。嘱託職員、臨時職員の性別、年齢構成についてお伺いします。

13点目、先ほどスーパープレミアム商品券発行事業1,000万円で木下委員の質疑に対して大型店が1店774万円、暮らし券が使われたということでしたが、1店しか参加しなかったことで救われたというか、地元事業所に対する支援という意味合いが当然濃いわけで、幸いにも1店だったということで、1店しか参加しなかった、その要因についてどのようにお考えになっているか。

14点目は、102から103ページで庁舎等の維持管理に要した経費の中でP C B廃棄物廃棄事業が行われておりますが、23年度は高濃度P C B使用電気機器について廃棄処分を行うと。残りは保管をして、しかるべき時期に廃棄をするという計画でしたが、そのとおりの結果を残すことができたのかということでお伺いいたします。

15点目は、113ページ、徴税費ですが、固定資産税の連帯納税義務者について電算システムでは氏名、住所、共有割合などのデータが入力されているのかということをお伺いします。また、それを納付書や督促状として発行する場合、システムに入っているければ手書きになりますが、そのシステムの入力事項を見ながら手書きで行うということでできるのかということを伺います。

16点目ですが、23年度に連帯納税義務者に対する督促納付相談は行われたか。また、それは手書きで行ったのかということを伺います。

17点目は、延滞金については事務概要等でも触れられておりませんが、延滞金の総額、特に固定資産税の延滞金総額、またこのうち連帯納税義務者分の延滞金は幾らかということについても伺います。

以上、17点でした。

入札契約制度のご質問でございますけれども、1つ目についてでございます。入札制度改定で単独経費率の公表について、平成23年度までは個別に改定をし

ていたかどうかというご質問でございますけれども、23年度までの単独工事の単独経費率については全て同じ経費率を採用してございます。また、単独経費率については従来非公表でありましたので、入札参加者に対しては個別に回答したことはございません。

2点目ですけれども、談合情報があったかどうか、指名停止等の処分があったかどうかでございますけれども、昨年度につきましては一件もございませんでした。

次ですけれども、委託業務が全体的に落札率が低下していると。特に街路樹の剪定及び管理、施設の除排雪などが低下をしている。その要因についてのご質問でございますけれども、街路樹の剪定及び管理などの設計積算については、経費率などを含め従前と変更はしてございません。したがって、落札率の低下の要因については、発注者側としてはわからないところでございますけれども、ただ街路樹の剪定及び管理につきましては確かに平成22年度につきましては平均落札率が6本で58.5パーセント、23年度につきましては同じく6本で70パーセント、24年度、先日この業務3本の入札を執行してございますけれども、落札率が79.9パーセントと徐々に上がってきてているような状況にございます。また、施設の除排雪につきましては、昨年6本入札を執行してございますけれども、そのうち1本は不調に終わっておりますけれども、ほかの5本の落札率につきましては平均96.5パーセントと決して低くはないというふうに判断してございます。

最後ですけれども、地域限定型一般競争入札の入札件数のうちのどの程度あったかと。それと、落札率の特徴についてでございますけれども、入札の件数が86件、これ工事ですけれども、全て地域限定型一般競争入札で行っております。平均落札率が96.72パーセント。委託業務につきましては、総数が77件、地域限定型一般競争入札を行ったのがそのうち44件、平均落札率が83.3パーセント。落札率の特徴についてでございますけれども、工事に関して言いますと、平成20年度から地域限定型一般競争入札を実施してございますけれども、特に平均落札率についても若干上昇傾向にございますけれども、ほとんど横ばいで経過しているというふうに考えております。

以上でございます。

配野課長

私のほうから市民生活費に関するご質問の前段4点についてご回答させていただきたいと思います。

まず、コミュニティ施設の設備、備品管理の責任分担関連ですが、コミュニティ施設12館は全て非公募の施設となっておりますが、設備、備品管理の区分については契約書等に特に明記がされているわけではありません。管理委託当初から建物の附帯設備、例えばストーブだとか防火設備等ですが、これは市が管理しております、運営委員会が運営上及び収益向上を目的とするもの、管理上の操作ミス等により破損したものについては運営委員会が管理することを基本としております。

ご質問の2点目の適用方針の内容に応える結果になったかというご質問ですが、コミュニティ施設につきましては滝川指定管理者制度適用方針において公募によらないで指定管理者を選定する施設としております。コミュニティ施設につきましては、地域の運営委員会により運営されておりますけれども、行政と地域の共同作業として地域管理が始まり現在に至っておりますが、地域密着型の

施設として、地域の交流の場として、また各サークル活動の拠点として広く市民に活用されているほか、運営におきましても地域のノウハウを生かした運営方針、PRを行うなど地域として努力しているところであり、適用方針に沿った結果になっているというふうに認識をしているところであります。

質問の3点目ですが、運営協議会を何回、何を議題としたかというご質問ですが、平成23年度におきましては年4回実施しております。そのうち2回が学童クラブの借り上げ利用料について、それから3回目が最低賃金の改定だとか冬季に向けての施設の準備について、それから平成24年度協定について、管理業務に係る提出書類についてという中身を議題にして会議を開催しているところであります。

4点目ですけれども、受け付けなどの管理関係のご質問です。定休日以外で管理人が不在、それから施錠の時間があった施設は12館全てが該当しております。施設の利用については、通常利用した際に次の予約をしていくことがほとんどでありますし、急遽利用する場合で管理人不在時の使用申し込みの受け付けについては、留守番電話への録音、それからファックスによる申し込み、入り口に申込書を置いて郵便受けに投函するというところもあります。それから、管理人役員へ連絡するなど、さまざまな方法によりまして対応していることから、使用申し込み受け付けのため管理人等を拘束するというようなことまでは行っておらず、運営委員会としましても勤務として取り扱いをしないと認識しているところであります。

私のほうからは以上です。

茶木主査

清水委員のご質問3点目の滝川市立小中学校除雪業務その2が不調に終わったというご質問に答えます。

除雪業務につきましては、その1、その2、その3、その4と4点ございまして、そのうちその2の業務が不調に終わったところです。入札をやめて契約はどうしたのかということでございますが、競争入札に付し入札者がないとき、または再度の入札に付し落札者がないとき、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び同条第2項により最低価格の入札者と学校教育課において見積もり合わせを行い、設計金額の範囲となりましたので、随意契約を行ったところでございます。

続きまして、原因と対策ということなのですが、その2の委託業務設計に当たっては、その他の除雪業務と同様に北海道の除雪作業単価をもとに積算しております。今後も適正な委託業務の設計に心がけていきたいと考えています。

以上です。

松本主幹

私のほうから市民生活推進費の5番目と6番目につきまして回答申し上げます。収支状況の決算額の中に借入金が入っているのはおかしいのではないかとご質問ですが、各運営委員会から報告いただく決算につきましては、各運営委員会の裁量におきまして運営委員会の総会において報告、了承を得て市に提出されるものでありますし、これに基づいてくらし支援課としては報告しているものでございます。

6番目のご質問ですが、残額が多い施設について残額はどうなっているのかということですが、毎年各運営委員会と行う協定書の中に第3条第3項の管理費用の項目において総支出額の12分の1の額、1,000円未満につきましてはそれを切り上げた額、これを超えるときは当該超過額を甲が乙に返還することと規定

されておりまして、23年度につきましては三世代交流センター北地区分館が11万1,283円の返還、東滝川地区転作研修センターにおきましては2万3,963円の額を返還しております。

以上でございます。

小畠副主幹

12番目の質問についてお答えさせていただきます。  
職員の性別と年齢構成に関するご質問ですが、まず正規職員についてご説明いたします。平成23年度当初4月1日現在の状況でありますけれども、事務職員359人のうち男性が227人、女性が132人となっております。年齢構成、年代別の人数については、10代が5人、20代が41人、30代が77人、40代が108人、50代が128人、平均年齢は43歳と十月となっております。それから、続きまして嘱託職員の関係ですけれども、こちらについては24年、ことしの3月、年度末の状況でお伝えいたします。全会計合わせまして163人の嘱託職員のうち男性が54名、女性が109名となっております。年代別には20代が14名、30代が21名、40代が28名、50代が49名、60歳以上が51名となっております。平均年齢については50歳と11カ月となっております。最後に臨時職員の関係についてご説明いたします。こちらも平成24年3月、年度末の状況でありますけれども、全体で129名おりまして、その中で男性が15名、女性が114名、年代別につきましては20代が14名、30代が26名、40代が33名、50代が41名、60歳以上が15名となっております。平均年齢につきましては46歳と七月となっております。

以上です。

青木主査

プレミアム商品券について、郊外型大型店の参加が少なかった要因ということですが、実施団体であります滝川プレミアム商品券発行事業実行委員会では参加資格を規定しております、1つが商工会議所の会員、2つ目が江部乙商工会の会員、3つ目が滝川市商店街振興組合連合会ほか市内友好団体等の会員、そして実行委員会が認めた事業所ということで、これらに合致する大型店も含めた事業所について商品券事業に参加できることとはしておりますが、大型店については資本金1億円以上で商工会議所の会員である大型店については商品券の換金手数料に差を設けたことで募集した結果、郊外型大型店の申し込みは結果1件となっており、このことも大型店の参加が少なかった要因の一つではないかと考えております。

以上です。

和田副主幹

私のほうからP C B廃棄物の処理につきましてお答えさせていただきます。  
P C B廃棄物の処理についてですが、平成23年度におきましては高濃度のP C B使用電気機器のうち大型のものの処理、それとP C Bが含まれていると想定されて保管しているもののうちP C Bが含まれていないというふうに判断される非該当機器、この2つにつきましての処理を予定しております、処理の状況につきましては高濃度P C B使用電気機器9台を処分する予定をしておりましたが、うち1台につきまして微量のものであるということが判明しましたので、この1台を除く8台につきまして処理を実施しております。あわせまして、P C B廃棄物の非該当機器についても予定どおり処理を行いまして、先ほどの質問もありましたが、予算額としましては643万5,000円を計上させていただいたところですが、1台大型のものの処理がなくなったということで実際平成23年度の実績としては529万9,000円の処理執行となったところであります。  
それと、残るP C B廃棄物につきましては、処分期限、処分が開始されるまで

の間、引き続き適正に保管をしてまいりたいというふうに思っております。  
以上です。

鎌田課長

3点ご質問いただきましたけれども、まず徴税費の関係で1点目です。連帯納税義務者について電算システムでデータ管理しているのかと、入力しているのかというようなご質問でしたけれども、現行システムというのは平成20年4月から稼働している状況なのですけれども、これ以降の新たに手続された、登記されたりとか申告されたりとかというものにつきましては当然データ入力されていますし、そういう形での管理はされています。

続いてご質問の手書きでそれらのデータを用いて、もしくはデータではない形でもということなのでしょうけれども、手書きという手続で納付書を作成したり督促状をつくったりということができるのかというご質問ですけれども、これについては可能です。

続いて、2問目に移らせていただきますけれども、23年度中に連帯納税義務者に対して督促納付相談を行われたかというご質問です。これまで申し上げてきていますけれども、必要に応じてということでご説明してきているところです。督促というのは、何も督促状という形で文書に限ったものということでは捉まえておりませんので、お支払いいただきなければならないですよというようなことがあれば、当然連帯納税義務者に対してもその旨を伝えますし、納付相談ということでも行っております。

手書きで行ったかというご質問につきましては、今の答弁でご理解いただけるのかなと。違いますか。

(何事か言う声あり)

鎌田課長

ご質問に答弁しているつもりではありますが、もし督促状ということに限定されるのであれば、手書きで出してはおりません、23年度中ですね。  
私からは以上です。

越前副主幹

17番目の質問、延滞金の総額、固定資産税の延滞金総額なのですけれども、延滞金の総額として909万187円、固定資産税の延滞金475万31円となっておりまして、そのうち連帯納税者分は幾らかということでしたが、それについてはそういった資料ございませんので、ご理解願いたいと思います。

清　水

1点目は制度的なことなので、後でお聞きをしたいと思います。  
10点目です。市民生活推進費、コミュニティ施設の5番目なのですが、定休日以外で、しかも運営時間帯で施錠されていると。その場合は留守番電話対応やファックス、入り口投下ということですが、市の施設がこういうことでサービス不十分というふうに考えないのかということをお伺いします。

11点目、この項目の6番目についてですが、12分の1を超えた部分については返還と。12分の1って何を根拠に決めたのかということをお伺いをしたいと思います。また、その12分の1の部分については、そのお金は当然運営委員会が持つことになると思うのですが、これとは何か、いわゆる課税対象にならないとかという何かそういうことがあるのかということをお聞きしたいと思います。大型店の関係ですが、端的に、結局1億円以上については手数料何パーセントだったのか。ほかはたしか3パーセントだったような記憶があるのですが、7とか10とかそういう大きい差をつけたのか、それとも4とか5とかわずかな差をつけたのかということをお伺いいたします。

16点目については、結局手書きで出していないということがわかりました。た

だ、答弁の中で連帯納税義務者に対する督促は督促状を出すか、あるいは督促状という文書に限らず必要に応じてやっているのだということを言われましたが、やはり同じ税である以上、常識として督促は督促状で行うのだと、これはもう常識なのです。だから、連帯納税義務に関しては督促状を出さないで言葉でやるというのは、これはやっぱりおかしいのではないかというふうに思いますけれども、再度お伺いしたいと思います。

以上です。

鎌田課長

督促を口頭でやるのみということでお伝えしたつもりではございません。連帯納税義務者に限って督促状を出さないということの手続を決めているわけではございません。これは、これまで同様の答弁をさせていただいてきているところですけれども、改めての納税の告知行為についても滞納処分を前提とした督促についても必要だと判断すればそのときに行いますということあります。そのときに手書きで出す必要があれば手書きで出します。

以上です。

配野課長

コミュニティ施設の管理の関係の再質問ですが、コミュニティ施設につきましては予約制をとっております。よって、予約のない時間帯については管理人は不在ということになります。そのような形で、先ほど申し上げたような不在のときの対応をとっているというようなことになっております。

以上です。

松本主幹

12分の1の額というのはどういう根拠からかということなのですけれども、総支出額の12分の1の額ということで、それでこれについては課税対象にならないためということで、12分の1を超えると法人税を支払うことになりますので、これを避けるために市のほうに返還しているということになります。

以上でございます。

青木主査

プレミアム商品券の換金手数料ということで、大型店につきましては換金手数料6パーセントとなっております。

以上です。

清　　水

まず、コミュニティ施設に関して予約制になっていると。予約制になっているので、施錠していて留守電とかでもサービス不足というふうに考えないという答弁だったと思うのです。確かに予約で使う人は、施錠していてもその時間帯予約していないのだから、何にも不自由は感じませんよね。だけれども、その予約をいつ入れるかといったら、それはいつでもできなければいけないわけで、市の施設である以上、定休日あるいは休館時間以外はいつでも申し込みできないと、それは使うほうが困るのではないか。僕は、市民が困るということはサービス不足ではないかというふうに思うのだけれども、これでもサービス不足だというふうに所管では考えていないということなのか、もう一度お考えを伺います。

12分の1は、法人税の非課税基準というか、こういう基準が恐らく税務署との関係で交わされたのだろうというふうに思います。ただ、指定管理制度そのものは民間活力を入れることでやられている制度なのです。だから、どんどんいい運営をしたらどんどん利益を上げてもらうということも当然の話であり、こんなところで縛りを入れるというのは、やる気も当然起きませんよね。私はちょっと不適切かなというふうに、堂々と税金払っていただけばいいではないかと。世の中税金払えば払うほどいい人だというふうに言われております

から、そういうふうに私は考えるのですけれども、当然所管のほうはそうでない理由というものを持ってやられているのだというふうに思いますので、もう一度お伺いをいたします。

それと、16番目についての再答弁については、手書きは23年度出していないというご答弁がありました。いつから連帯納税義務者に対する手書きの督促状を出していないのか、直近で出したのはいつなのかということを伺いたいと思います。というのは、連帯納税義務者の納税については、ある日突然連帯納税義務者に督促が来るわけです。そのときに、何でこんなに来るのだということが相続税では非常に大きい問題になっていて、相続税の代表納税者以外の方からあの方に督促しても払えないのだと。たまるにたまって来られても困るから、俺の分はちゃんと払うからと言って共有割合に応じた納付書を送って、あるいはそれぞれの共有割合に応じた、滞納に応じた督促状も送ると、そういうことが相続税では実際にそういう経過がずっと続いているわけです。固定資産税では、各自治体の対応ということになっていて、国税がそういうふうに、同じ連帯納税義務でも、ある意味そういういろんな経過を経て、そういう督促もしないという段階をもうとっくに卒業しているのです。だから、早く固定資産税についても一歩も二歩も前に出て歳入をふやすということが必要だというふうに思うのですが、まず督促状を出さないことには話は何にも始まらないのです。ですから、そういう意味でお聞きをするのですが、手書きを出したのは直近でいつかということを伺います。

配野課長

コミュニティ施設の管理の関係でありますけれども、管理人が予約の入っていない時間帯に出るということは、それだけ人件費がかかるということになります。管理代行負担金を積算方法に基づいて各運営委員会に支出をしているわけですけれども、これは十分な余りあるような代行負担金を支出しているわけではありません。なので、委員会においては予約の入っていない時間帯については、浮かせるという言葉が適當かどうかわかりませんけれども、先ほど申し上げましたような不在のときの対応をとりながら適正に対応しているということでご理解をいただきたいと思います。なお、こういうやり方について特に苦情があったということはございませんので、申し添えたいと思います。

以上です。

松本主幹

民間活力ということで収入が多いほうがいいのではないかということでしたが、収入が多いのにはこしたことはないのですけれども、法人税を一度お支払いすることによりまして毎年税金がかかるということで、経営が悪くても均等割について必ずかかるということになりますので、それにつきましては一応こういうものを避けたいなということで返戻させていただいているものでございます。

以上です。

庄野部長

コミュニティ施設の運営ということでございますけれども、これは平成15年から始まってございます。その中では、地域の皆さんとの共同の中で進めていくということで合意がなされ、取り組んできたものでございます。そういう意味でいえば、管理する側も、それから利用する側も一緒になってその施設を使つていこうと。地域がある程度限定をされていることもありますので、使うルールというのもほぼ定着をしてきているのかなと。そういうことでいえば、事前に予約をしていく。緊急的な利用のものも中にはあろうかと思いますが、

その際には電話連絡なりファックスなりということをお願いしてございますけれども、常時そういうものが、課長も申しておりましたけれども、発生をするというようなことはございません。あくまでもそういうものを、利用のルールというものを地域とともに確認をしながらそんな取り組みをさせていただいているということでございます。また、税の問題については、適正にお支払いするものはということになろうかと思いますが、今の段階ではそれぞれに利益が出れば毎年かかっていくというような状況がございますので、その辺は適正な税の納め方あるいは免除の方法、そういうものをきちっと検討しながら地域の運営委員会の皆さんと十分に確認しながら取り組みを進めたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

鎌田課長

まず、ご質問にお答えします。最終手書きで督促、告知行為を行ったのはいつだったのかというようなご質問だと思うのですけれども、申しわけございません、定かではございません。平成22年中に手書きで告知行為を行ったのは間違いないなくございます。ただ、督促ということになりますと、はつきりと記憶はございませんので、それはちょっとお調べする時間をおかけなければと思います。あと基本的にご意見ということだったのでしょうけれども、固定資産税等についてもまずは督促を出すのだというようなことで、歳入確保に向けて一歩早期に働きかけるべきというようなお話を聞いては全く同じ考え方でございまして、非常に心強く感じております。ただ、一方で清水委員さん、常に申されているとおり、その判断につきましては画一的にならないように、それぞれの納入意思の有無であるだとか生活状況だとかというのを勘案した上で手続するようについて申されておりますので、その点についても我々の考え方としては同じですから、そのような形で手続を行っているのだということで、いま一度ご理解いただきたいと思います。

以上です。

清　水

コミュニティ施設については、最後に1点実態をお聞きしたいと思います。休館日以外で開館時間で施錠と、これ12館全てあるということですが、どの程度それがあるのかによってもまた考え方方が変わると思うのです。時間数とかいうことで、12館全部についての実態を明らかにするということにはなりませんが、一番多いところで何日、1回何時間程度とか、ほぼ毎週、何曜日の午前中だとか、あいているときは必ず施錠だとか、使用されていないときは。特徴的な事例でお聞きをしたいと思います。

固定資産税については、これも1点実態、実績でお伺いをいたします。22年中に手書きで告知行為をしたと。告知行為って一体具体的にどういう内容だったのかと。その内容って個人情報を述べるというのではなくて、どういう手続的なものだったのかということをお伺いします。

納税通知をしたということです。

以上です。

配野課長

清水委員の休館日以外の時間数の関係ですが、ご質問のあったようなデータについてはとっていないということでご理解をいただきたいと思います。

清　水

把握していないというのはちょっと僕、先ほどサービスが不足しているのではないかということで聞いているのです。やっぱり市の施設が開館日なのにあいていないということがかなりの時間になるのだということであれば、私はそれはサービス不足だと思うのだけれども、本当に例外的なのだということであれば、

それについてはどうなのかなというぐらいで聞いているのに、把握していないと言われたら、本当に把握していないのという、そういう聞き方しかできない。気にしていないということなのか、要するにそういうことを考えたことないのだということなのか、もうちょっと歩み寄った答弁を欲しい。

鎌田課長には、この実態をもう少し踏み込んで聞きたい。納税通知をしたと。いわゆる滞納になっている事例で、個別でないです。あくまでも滞納事例で納税義務ということは何なのかなと。今年度の納付金額、今年度の税額をいつまでに納めてくださいという、いわゆる納付通知書でやられるものを手書きで書いたということなのか。それとも滞納額も含め、延滞金額も含めたものを書いたのかということを再度お伺いします。

鎌田課長

もう滞納があるという前提でお話しされていますけれども、ですから個別のお話になるので、お答えできません。納税通知をしているということでご理解いただくしかありません。

配野課長

コミュニティ施設の管理の関係でありますけれども、もうちょっと歩み寄った回答ということなので、もう少し入り込んだご回答をしたいと思います。コミュニティ施設12館ありますが、そのうち児童館を併設しているのが9館あります。なので、昼からの時間帯についても児童厚生員がいるところにつきましては対応ができるというふうに考えております。なお、管理人につきましては1時から5時までの間はおりませんが、5時以降については出ているということで、3館が予約入っていないときにはいないというような状況になっていくことがあります。

以上です。

委員長

田 村

ほかに質疑ございますか。

さつきから固定資産税のこと言っているけれども、これは持ち分請求ってするのがやっぱり当たり前のことであって、法的には代表者に出せと、それでもいいということは書いてある。だけども、やはり持ち分請求分を持ち分の方に手書きで納付書を出す、これをやらないと払いたくても人の分まで払う格好になってしまうのです。だから、持ち分請求でもって、手書きでいいから出してもらって、その中で払わない人がいれば、その持ち分の差し押さえをすればいい。清水委員は大きいことで言っているけれども、これは個々の部分でそういう方法でもって、これはずっとこういう問題が根を引いてあって、林市長のころかな、是正された。それで、手書きの納付書で出すようになっている。ただし、そもそもそうやって言った人だけに出しているわけです。言わない人は、きっとそのままになっているのだと思うのだけれども、こういう持ち分でもって出さなければならないのを代表で出しているというのはどれぐらい、何件ぐらいあるのですか。

鎌田課長

持ち分で請求するのだというお話をしたけれども、少なくとも私の記憶しているといいますか、範囲では、少なくとも税法上は、これは分割して請求るべきものだとはうたわれておりません。したがいまして、これは一体のものとして代表の方に告知行為を行うのだということについては、これは履行の請求として法的に有効であるというふうに示されておりますけれども、一方そういったご意見があると、そういった考え方もあるということにつきましても理解をしているつもりです。今後の、例えば法的なものの動向とかも見据えた上で必要があれば判断していくかなければならないのだろうなというふうに思っていま

すけれども、現状においては税法で規定されている、先ほど申しましたとおり連帯納税義務者のうちの一人に告知行為を行えばというところをよりどころにして手続していくたいというふうに考えております。ご理解いただきたいと思います。

田 村

さっきも手書きで出すのは可能だという答弁されているので、十分理解できるのだけれども、やはりこれはそういう場面を想像してほしいのです。例えば副市長が鎌田課長と共有で持っていた。副市長に全部請求が行ったとしたら、鎌田課長は請求来ないから払わないわけです。副市長は全部払っていると。後で気がついたら、隣の分も払っているではないかと、こういう結果になっている、事実。だから、持ち分でもって請求をすべきだと。それで、電算でできていなければならずたら手書きでいい。これは、やっぱり徹底すべきだと思う。それを徹底して、そういうふうにやってもらわないと納税もスムーズに進まない。ぜひ代表者にやればいいというのは十二分にわかっているのだけれども、それは必ずしもいい方法ではないということです。それよりも納税しやすい部分、自分の持ち分を納税するのなら何の抵抗もないわけです。ところが、人の分まで払っていれば、払っている人は何だこれということになる。それと、これを税務署の問題とした場合、隣の分も払っていたら、それは隣への贈与になってしまいます。だから、こういうことも含めた場合に手書きで今後とも徹底してやってほしいと。いや、それはできませんというならもうちょっとと言うのだけれども、どうですか。

鎌田課長

おっしゃられていることが理解できないわけではございません。債務者からのお話でいえば、今1人が全額を払っているのだということになれば、民法上は持ち分割合に応じてそれぞれの方に求償権というのが発生しますから、それは債務者間でお話ししていただければいい話だと思います。紋切り型の答え方をしてしまえばです。ただ、内実、内情というものを踏まえた上でそういった手続をとることについて、例えば納税相談、支払いの方法について相談をするのだということであれば、それについては何も我々としてそれを拒むようなものはございませんので、そういった手続で行わせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

田 村

こういう物件というのは何件ぐらいある、そういうのを把握しているのですか。把握していないで、代表者に送っているから、何人でそれを共有しているかわからないのではないですか。何件ぐらいあるのですか。

鎌田課長

申しわけありません。正確な数字としては把握しておりません。どの部分なんかはわかりませんけれども、例えば共有物件で滞納になっている部分ということになると、またちょっと数字的な押さえということができないんだろうと思います。状況的にはそういうことです。

田 村

共有物件で代表者に出している物件というのはどれぐらいある。共有物件の中でも個々に出しているところもあるでしょう。手書きで送っている納付書もあるでしょう。ないですか。

(何事が言う声あり)

鎌田課長

これまで申し上げてきていますとおり、代表者にのみ送るのだという手続になっております。ただ、一部ご相談させていただいてというものがないわけではございません。基本は、共有名義者の代表者に送るという手続でやらせていた

- だいております。  
以上です。
- 田 村 そんなことで世の中は通じないです。だから、さっき言ったように吉井副市長が鎌田課長の分も払っていたら、どう思いますか。副市長に答えてもらうけれども、そういう場面になったら副市長は、これは代表で私に来たからと払うのですか。相手に半分あるのではないか、半分払ってくださいと、これもやっぱり言いづらい話であって、最初から納付書を分けて納付書を出すべきだ。それは手書きでも構わないと言っている。
- 吉井副市長 固定資産税、土地、家屋のプロフェッショナルの田村委員さんのお話、本当に市民目線に立ったお話だというふうに受けとめております。そういうご意見も受けとめさせていただきながら考えてみたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。
- 委 員 長 ほかに質疑ございますか。  
(なしの声あり)
- 委 員 長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。  
(異議なしの声あり)
- 委 員 長 以上で総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費の質疑を終結いたします。
- この後の日程は民生費ですが、所管の準備ができるまで暫時休憩したいと思います。
- 休 憩 14：00  
再 開 14：12
- 委 員 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 民生費**
- 委 員 長 まず、冒頭に資料を要求される方ございますか。  
私のほうから資料要求を行いたいと思います。
- 木 下 まず、江部乙の老人ホーム緑寿園の運営管理に要した経費の中で養護老人ホームと軽費老人ホームの管理代行負担金、養護のほうは6,825万5,824円、軽費老人ホームは9,309万9,257円の積算根拠のわかる資料を示していただきたいと思います。
- 以上です。
- 委 員 長 ただいま木下委員から緑寿園関連の管理代行負担金積算資料1件について資料要求がありました、所管は用意できますか。
- 深村副主幹 お時間はちょっと10分程度いただくことになるかと思いますが、資料のほうは早急に用意したいと思います。
- 以上です。
- 委 員 長 所管で対応可能ということですので、木下委員から要求がありました1件について、本委員会として要求することに異議ありませんか。
- 清 水 以前、厚生常任委員会でコミュニティ施設決算状況の内訳資料を求めたのです。そうすると、こういうことで出せないということになったのです。単価や各項目の額、さらに細部にわたる情報については提供不能と。理由としては、例えば単価等の各項目の金額を公表することは、積算内訳と同様に将来の管理代行負担金提案額などを推定させるおそれがあるということで、今回出されているものより詳しいものは出せない旨の回答が厚生常任委員会に出されているので

す。これ文書でもらったのです。だから、これとの整合性が合うようにしていただきたい。私は出すことには賛成です。出さないときは、理由も述べていただきたいと。積算根拠のわかる資料と言いましたが、以前は、積算内訳がわかるものは出せないと言っているわけです。要するに明らかに今出せると言ったことは、総務課の判断とは違うということを、私そういうことを厚生常任委員会で経験をしたので、今回もし出すとすればこれとの整合性も説明していただきたいということです。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:15  
再開 14:17

委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

もう一回確認させていただきます。所管で対応可能ということで木下委員から要求ありました1件については、本委員会で要求することに異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

委員長

所管におかれましては、木下委員から要求がありました1件について速やかに資料の提出をお願いします。

ほかに資料の要求はありますか。  
(なしの声あり)

委員長

なしと確認します。

それでは、日程に従いまして審査を進めます。

民生費の説明を求めます。

(民生費について説明する。)

佐々木部長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員長

130、131ページの民生費の社会福祉、障害者福祉の中の滝川更生園の運営管理に要した経費と同じく滝川新生園の運営管理に要した経費のうちの管理代行負担金は更生園は2,966万6,076円、それから新生園が3,135万7,310円、これも先ほど申しましたようにこの管理代行負担金の内訳を教えてほしいと思います。もう一点は、132と133ページ、民生費の社会福祉費、生きがいと健康づくり推進費の敬老特別乗車証に要した経費の中で2,427万125円の積算の内訳、対象人員とかその他の内訳を教えてください。

木下

以上でございます。

堀主査

私のほうから更生園と新生園の管理代行負担金についてご説明させていただきます。

2つとも障害福祉サービスの介護給付費等の積算になっておりまして、更生園につきましては23年度定員29名のところ、予算につきましては28名分の介護給付費等で3,124万8,000円の介護給付費、また給食費の実費負担分ということで12万6,000円、また道からの処遇改善交付金71万9,000円で、合わせまして合計3,209万3,000円の予算のところ、決算につきましては延べ利用人数が297人、月平均24.7人という結果になりまして、その介護給付費が2,870万3,639円、給食費等実費負担が21万3,400円、処遇改善交付金が66万6,086円、また1人の利用者負担金が生じまして8万2,951円で合計2,966万6,076円という決算になりました。

同じく新生園につきましては定員20名のところ、予算につきましては17人分の

積算をいたしまして、介護給付費3,264万円、給食費実費負担71万4,000円、道からの処遇改善交付金が81万6,000円、合計3,417万円のところ、決算につきましては延べ利用人数175人、月平均14.5人分の介護給付費3,004万2,500円、給食費実費負担57万5,600円、処遇改善交付金が73万9,210円で、合計3,135万7,310円の決算となったところです。

以上です。

深村副主幹

私のほうから敬老特別乗車証事業に要しました経費、これのままで対象人数でございますが、平成23年度におきましては5,936人を見込んでおりました。この人数につきましては、第4期滝川市高齢者保健福祉計画並びに介護保険計画の75歳以上人口をもとにしております。また、その他の積算という部分につきましては、過去に利用状況を実態調査した結果算出いたしました一乗車当たりの平均単価、これにその後平成19年4月に市内線が基準賃率11.3パーセントということでアップいたしまして、現在では契約単価を230円弱に設定いたしまして、それに対し想定の延べ利用回数をもとに事業費を算出しているところでございます。

以上です。

木 下

この特別乗車証の関係なのですけれども、23年度5,936人を単純に掛けたわけではないですよね、230円に。

深村副主幹

5,936の方が全てバスをお乗りになるという想定にはなっておりません。身体的な状況あるいは路線から少し離れているといったことで、おおむね3割程度の方がこの対象人数のうち利用されているのではないかというふうに見込んでいるところです。

以上です。

委員長  
大 谷

ほかに質疑ございますか。

127ページ、民生委員の活動についてお伺いいたします。民生委員、実態がどうなのかということはっきりわからないのですけれども、高齢化しているとか、なり手がないとかそういう状況を聞いております。これから防災なんかでも民生委員の人が要支援の人たちに対する取り組みだとかもいろいろあるのかなと思うのですけれども、そんな中で報酬はもらっていないとかいろいろなことを聞くわけですけれども、ここに要した費用等あるのですが、この推せん会委員の報酬はわかるのですけれども、この経費がどのように使われているのか。道の委託金等もありますけれども、実態について伺います。

それと、社会福祉協議会なのですが、これについても例えば協議会長の報酬があるとかないとか全くボランティアだとかいろんなことを聞いております。そういうことが直接その方々が不満で言っているというわけではないのですが、よく報酬なしだと、両方ですね。そういう話を聞きますので、委員としてその辺掌握したいなと思って質問しました。よろしくお願いします。

中川副主幹

まず、大谷委員さんの2点の質問、1点目ですが、民生委員さんの高齢化、なり手がない、報酬がないということで、実態についてということですが、民生委員さんにつきましては今現在は欠員なしということで、全ての滝川市の地区には配置されている状況でございます。実際私どもも去年、おととし改正になってやめられる方の後の民生委員さんを探す仕事をさせていただいたのですけれども、なかなかいろいろ探しても見つからないというのが後を引きまして、ぎりぎり3月近くになってから全地区において民生委員さんを配置できたとい

うのが現状であります。年齢的なことを申しますと、以前は75歳以上については再任してはいけませんという決まりが国のほうからも通達があったのですけれども、年齢要件も緩和されまして、健康状態さえよければ75歳以上の方でもよろしいですよという形になっておりまして、実際に75歳以上の方ということでは3月1日現在で9名の方にお願いしていただいているという状況がございます。

それから、報酬の関係なのですけれども、負担金ということで、報酬につきましては、民生委員さんにつきましては民生委員法第10条におきまして給与を支給しないことになっております。同じく第26条において民生委員さん等の指導とか訓練に要する費用というのは都道府県がこれを負担しなさいというふうになっています。そこで、北海道のほうから負担金ということで、1人当たり5万8,200円掛ける定数が117名、滝川市においておりますので、その金額。それから、地区活動費といたしまして6地区に分けておりますので、各地区20万円の6地区分、それから地区会長の旅費ということで、細かいですけれども、6,680円の6地区分ということで、北海道のほうから合わせて849万480円が来ていると。それに合わせまして、市のほうからも負担金というのを民生委員児童委員連合協議会さんのほうに支出しております、これが1万9,400円掛ける117名で226万9,800円になっておりまして、この道のお金と市からの負担金を合わせた1,031万9,280円というのを活動費として民生委員児童委員連合協議会さんのほうに支出しているという形になっています。その活動の中で研修があつたりですとか、いろいろ道の研修ですとかそちらにも参加されておりまして、そちらの活動費ということで連合協議会のほうから各地区に割り当て、それを使っていただいて、報酬ではないのですけれども、活動費という形で行っていただいているというのが実態でございます。

それから、2番目の社会福祉協議会の関係なのですけれども、補助金といたしまして、平成23年度は1,751万円ということで補助をさせていただいております。これにつきましては、先ほど言った報酬というものは含んでおりません。ただ、人件費といたしまして、運営費の中の人件費、事務費ということで積算を見込んだのが1,561万4,000円、これにつきましては職員が2.3名分、それから嘱託2名、臨職2名分ということでの対象で積算しております。それから、事業費といたしまして86万1,000円、これは敬老入浴ですかふれあい電話、それから金婚祝賀会の記念品、心配事相談などに要する事業費ということで積算しております。それから、団体助成ということで22万6,000円、これはボランティア協議会さんですとか遺族会、それから保護司会の滝川分区さんのほうに活動していただくためのお金ということでの積算です。それから、事務室の使用料ということで35万円ということでの、それらを合わせまして社会福祉協議会への補助金という形をとっております。

以上です。

大 谷

1点目の民生委員のほうについては、報酬はないということはよくわかりました。そのほかに旅費については、例えば自転車で行ける場合もあるかもしれませんのが、あちこち、近い地域なのだからそれでいいのかなと思うのですが、自分が持ち出してそういう旅費にかかるとか研修にかかるということはない、そちらで交付しているお金で足りるのだという押さえで、まず1点目よろしい

ですよね。

それから、2点目については社会福祉協議会なのですが、人件費は職員とかいましたけれども、会長については会長の出番非常に多いのですが、そういう場合の旅費等についてはどうなっているのですか。事業費は86万円と人件費と説明ございましたけれども、報酬何もない中で会長の旅費はどうなっているのか。費用弁償で出るのですか、そこをちょっと確認したいです。

中川副主幹

今の再質にお答えいたします。

まず、民生委員さんのほうですけれども、地区協議会のほうにまず配分というか、頭割りでやっていると思うのですけれども、そちらのほうで連合協議会から地区の会のほうに支出して、その中で研修会を開催するですか、地区協議会の中でいろいろなスケジュールというのですか、年間の行事を煮詰めていただいて、そちらに活用していただいていると。だから、例えば研修先が遠くなったりとかということであれば、もちろん持ち出しが出たりとかということはあるとは思います。一応支出しているお金の範囲の中でやっていただいているという形をとっていただいている。

ふだんの高齢者ですか障がいのある方の見回りというのですか、訪問活動とかということに対しては、報酬ということでこちらからの支給はございませんので、自腹と言ってはなんですかとも、ご自身で行っていただいている、冬場は車を使う方はガソリン代とか当然出てくるのですけれども、それに対して滝川市のほうからの支出ということは行っておりません。

それから、社会福祉協議会の関係ですけれども、会長さんの旅費とかという話ですけれども、積算については先ほど言いましたとおり事務職員の分の給与についての補助対象ということでの積算しかしておりませんので、会長さんの報酬ですか、それから旅費などについては、社会福祉協議会さんの中で決めて支出されているというふうに考えていただいて結構だと思います。

以上です。

大 谷

大体わかりました。いろいろ聞きましたけれども、そういうふうに配分されているのだということがわかったので、今まで何か申しわけない気分でいたのですけれども、よく理解いたしました。ありがとうございます。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

清 水

8点です。

まず、130から131ページで身体障害者福祉センター及び地域ふれあいセンターの運営管理に要した経費、事務概要の67ページなのですが、訓練室、図書室、控室、調理室、会議室の利用がほとんどないということですが、これは実態をお聞きしたいのですけれども、いわゆる料金を設定しているけれども、利用がないということなのか。料金の設定もしていないので、特に把握もしていないということで数字がほとんどゼロになっているのか、そのあたりのことについて伺います。

同じく身体障害者福祉センター及び地域ふれあいセンターでこの管理代行負担金については経理や経営管理、企画、書類作成業務、経営計画、全体管理、人事管理などはどの程度支出で見てているのか。また、その場合最低賃金を超しているかについて伺います。

次、老人福祉費ですが、老人福祉センターの運営管理に要した経費720万7,140円、管理代行負担金598万2,000円についてですが、非公募の指定管理施設で設

備、備品管理の責任分担について、金額や具体的に契約で明記するなどどのように役割分担をしているのか。

同じく非公募の理由については、先ほどの適用方針でどういうふうに書いてあるかというと、地、人の結びつきが強い施設ということで、地域住民、この場合市全域ということですが、地域住民の利用または地域の特性を生かした地域密着型の施設で、当該地域住民が組織する団体等の地域の活力を積極的に活用することにより事業効果が期待できるものとされておりますが、それに応える結果となったのでしょうか。

次に、先ほど木下委員がお聞きになられた敬老特別乗車証に要した経費2,427万円についてですが、内訳はお聞きをいたしました。約3割が利用されているということですが、利用実態調査が行われたと、かなり精度の高いものが行われたという報告がたしか厚生常任委員会にされたというふうに思いますが、報告書とかというふうにはなっていないので、ここでお聞きをしておきたいと思います。

140から141ページ、生活保護費なのですが、相談延べ件数が1点です。2点目は、1人または世帯当たりの相談件数。これは何を言いたいかというと、同じ人が平均何回相談をしているかということを言いたいのです。3点目は申請件数、4番目は保護開始件数ということでお伺いします。

7点目です。同じく就業支援は具体的にどの程度のことが行われたのか。指導件数や内容、就業に結実した事例は何件ぐらいあったのかということでお伺いします。

同じく通院移送費で滝川市内のタクシー利用の人数と金額、バス利用の人数と金額。2点目は、ちょっと限定してお聞きをしたいのですが、当地域の2次医療中核病院である砂川市立病院への通院の場合、同様の人数と金額について伺います。

以上です。

私のほうから1点目の身体障害者福祉センターの関係で回答させていただきたいと思います。

身障センターにつきましては、昭和60年4月にオープンしまして28年を経過しております。例えば訓練室等につきましては、当初保健センターの事業で機能回復訓練等簡単な日常動作訓練などにも利用されたりしておりましたけれども、その後介護保険事業など機能訓練も専門の病院や施設等で実施されるようになりました、その後身障センターでは利用されなくなった実情はあります。また、以前家庭相談室も身障センターに配置されまして、各室の利用もありましたけれども、現在は花月のこどもセンターのほうに移動されまして、そのあいた部屋等を貸し室に変更したりしておりますが、今後事業内容も含めまして管理をお願いしております身障協会、また滝川障害者団体連絡協議会とも連携しながら利用、対応について検討していくかと思っております。一応料金等については身体障害者福祉センター条例で設定されております。

また、同じく身障センターの管理代行負担金につきましては、主に事務員1名、貸し館等の管理業務、また清掃業務等の人件費、賃金等で316万円、また燃料費、光熱水費、修繕料等で167万9,000円、またエレベーター、電気保安、除雪等の委託料で91万9,000円、合計575万9,000円の支出とあわせ、貸し室利用料金等の収入を77万9,000円見込みまして、差し引き498万円の代行負担金を支出してい

るところでございます。賃金につきましては、事務員等については市のパート賃金、またそれ以外についてもシルバー単価等を採用させていただきまして、道の最低賃金は上回っていることをご報告いたします。

以上です。

須藤主査

ただいまの清水委員からの質問3点につきまして私のほうから回答をさせていただきます。

まず、老人福祉センターの関係であります。設備、備品管理の責任分担についてということではありますけれども、こちらにつきましては協定書の中で金額などは明記はしておりません。理由といたしましては、そもそも老人クラブ連合会につきましては収益を生まない団体であるとの性質から、こちらにつきまして設備、備品につきましては設置者義務として基本的には市が負担しているというところであります。なお、協定書の中でこの設備、備品の管理につきまして、指定管理者側は土地、建物及び設備並びに備品を善良な管理者の注意をもって管理するようには明記しております。また、それらについて損傷、滅失した場合などについては、直ちに滝川市に報告し、対応について指示を受けるということを記載しております。

続きまして、非公募の関係でありますけれども、適用方針に基づき非公募となっております。ご質問のとおり、中央老人福祉センター運営管理につきましては、滝川市老人クラブ連合会に平成15年度から平成17年度までは管理委託、そして平成18年度からは指定管理者として担っていただいているというのが現実であります。これまでの蓄積してきたノウハウを生かしながら、中央老人福祉センター利用者である高齢者と滝川市老人クラブ連合会は老人クラブ活動を通して密接なつながりがあるというふうに考えております。また、全市的な老人クラブの活動、そして趣味や同好会、講習会等の拠点として老人クラブ連合会が中心的に施設を活用していただいており、施設の運営管理のみならず、国の設置運営要綱の一つでもあります老人クラブに対する援助を含め一体的、効率的に運営をしていただいているというふうに認識しております。今後につきましては、現在も老人クラブ連合会役員、そして事務局とは、不定期ではありますけれども、懇談の場を設けさせていただいております。そういう場で隨時各種問題が発生した場合については、話をていきたいというふうに思っております。

最後、3点目、敬老パスの利用実態調査についてですけれども、こちらにつきましてはことし1月から3月にかけまして、電話によるヒアリング調査を実施しております。調査対象につきましては、平成23年12月1日現在、敬老パスを保有されている約3,000人の中から町別に抽出した1,014名に対して電話でヒアリング調査を行っております。まず、利用の有無、敬老パスを利用しているか否かという部分につきましては、約半数、514名の方が利用しているという回答をいただいております。その中で利用目的につきましては、やはり通院、そして買い物に利用しているという回答が約8割を超える結果となっております。次に、利用頻度に関する質問でありますけれども、そちらについて最も多かったのが月に一、二回という回答が35.6パーセント、そして週に一、二回が26.4パーセントという結果になっております。交付を受けながら、敬老パスをもらいながら利用していないという方も中におられますので、そういう方に対してなぜ利用していないのかということも伺っております。一番多かったのは、自家用車

を利用しているというのが約半数を占めています。次いで病気、障害など身体的な事情から利用していないというのが16.4パーセント、そして外出は主にタクシーを利用しているというのが13.6パーセントというのが実態調査の結果であります。今後につきましては、議会のほうでもありましたけれども、この調査をもとに高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるための視点を最優先に考えまして、今年度いっぱいかけてどういうことがいいのかということについて方向性を導き出していきたいというふうに思っております。

以上です。

林 主 査

私のほうから生活保護の質問に対しましてお答えいたします。  
まず1点目、相談の延べ件数ですが、149件がありました。続きまして、1人または世帯当たりの相談件数ですが、1度の相談であった方66件、2度の相談であった方24件、3度の相談であった方7件、4度の相談であった方2件、6度の相談があった方が1件という形になっております。

続きまして、申請件数ですが、51件、そのうち保護開始になりました件数につきましては48件でございます。

続きまして、通院移送費の質問についてお答えいたします。滝川市内の通院移送に係るタクシー利用の人数につきましては13名、金額につきましては52万3,360円、同じく滝川市内のバス利用の人数につきましては24人、金額につきましては38万2,570円、続きまして砂川市立病院へのタクシー利用の人数につきましては1件、5,300円、続きましてバス利用の人数につきましては7人、5万7,050円となっております。

以上です。

山崎主査

私のほうから生活保護受給者の就労支援についてお答えいたします。  
まず、就労支援の対象となっている方ですが、実人員で年間65名。内容ですが、求人情報の提供、求職活動に際しての事前指導、また場合によってはハローワークへの同行などを実施しております。さらに、対象者の中でも特に支援を必要とすると考えられる方については、滝川のハローワークと共同で実施しております福祉から就労事業を活用し、ハローワークの担当者から直接指導や求人情報の提供を受けております。

続きまして、就労に結びついた方でございますが、新規に稼働開始となった方が8名、それから稼働はしておりましたが、さらに就労支援によって収入増に結びついた方については2名となっております。それから、稼働開始または収入増によって生活保護から自立された世帯については4世帯となっております。  
以上です。

清 水

身障者センター、ふれあいセンターについては、時代に合わない施設になっているということなのですが、今後どうしていくかという検討課題だということですが、調理室も時代に合わないような設備だということで確認をしてよろしいでしょうか。

次に、老人福祉センターについてなのですが、善良な管理者の注意義務をもって管理すると、そこでも管理という言葉が使われているのです。つまり設備、備品は全て市が点検、管理していると言いつつ、ここで管理という言葉を使っているので、やはり幾らかは管理責任があるのかなと。使って、その方の使用上のミスで壊れたら、それは負担を求める可能性はあると、これはもう当たり前の話なのです、それは別に指定管理であろうがなかろうが。ただ、ここで相

手は指定管理者で注意義務をもって管理することは、やっぱり何らかの管理、点検をしなさいと言っているのか、ちょっとそこをご説明の中では説明不足があるのかなというふうに思いますので、お伺いしたいと思います。

それと、通告はしていないのだけれども、収支状況が中老センターはゼロなのです。差し引きゼロ。ゼロというのはよくわかるのです。一円まで合っているというのはすごいなと思うのだけれども、全部使ってしまうということで、なかなかゼロに、よくゼロになったなと思いますけれども、恐らくゼロでないので、端数は先ほどの繰り入れ、繰り出しで調整したのかというふうに思うのですが、そのあたりのことについてお伺いします。

生活保護については、100人あるいは100世帯の方が相談をして51件が申請をされたと。ということは、半分の方は1度ならず2度、3度、4度、6度と相談をしながら申請に至っていないということですので、相談に至っていない事例を、札幌市白石区の事例を思い起こしながら答弁をいただきたいと思います。通院移送費なのですけれども、保護を受けておられる人数は被保護人員で700人前後ですよね。その700人のうち市内でタクシー利用者が13名、バスの方が24名、砂川についても1名と7名。タクシーについてはかなり歩行が大変というような、あるいは高齢ということで、タクシーでないと行けないと行けないのだということが非常にわかるのですが、バスについては700人のうち医療機関に通院されている方というのが恐らく過半数かなと。月1回、月2回、リハビリとか通われている方はかなり回数行きますが、それに対してはバスの利用が非常に少ないなというふうに思うのですが、これについてはどんな基準でこれを通院移送費の決定をされているのかお伺いをしたいと思います。

以上です。

中川副主幹

身体障害者福祉センターの調理室の関係ですけれども、決して時代に合わない施設ということではなくて、オープンもついていますし、利用しやすい施設であります。私が見た感じではそういう施設であります。以前は、障がい者の方のデイサービス講座でクッキング講座というのをやってたりなんかして活用されていたのですけれども、今そのデイサービス講座もなくなってしまって、活用されていないというのが現状です。ですから、今後身障協会さんともいろいろ話をして、活用できるように講座を再開するですか、あと一般の方もクッキング教室みたいなものを利用していただけるような何かいい方策を考えていきたいなというふうに思っていますので、ご理解お願いいたしたいと思います。

林 主 査

清水委員の質問にお答えします。

6度の相談という最多の回数ございましたが、こちら最終的には申請に至っておりまして、将来に向かっての生活の不安ということの相談の回数が多かったものですから、適切なアドバイスをさせていただいた中で相談件数がちょっとふえてしまったと。その中には、手持ち金の保有や、この先期限が決まった稼働が決まっているのだけれども、その後どうしたらいいだろうというような相談があったものですから、それについてのお答えの中で回数がふえたという経過でございます。

続きまして、移送費の関係でございますが、通院の移送につきましては、通院に交通費が必要となる場合に支給の対象となり得るというふうに国の方でも定めておりますので、まず必要かどうかというお話の中で主治医の先生ですと

かの給付要否意見書等をいただいた中で福祉事務所として判断してまいります。以上です。

須藤主査

中老センターの責任分担の関係でありますけれども、ちょっと説明不足で申しわけなかったのですけれども、協定書の中には指定管理者側の管理、点検につきましてはするよううたっております。中身としましては、土地、建物、そして設備及び備品につきまして管理をしなければならないと。そして、それについて損傷、滅失、使用できなくなった場合については直ちに市側に報告をしていただいて、その対応については市側の指示を受けなければいけないと。ただ、費用分担につきましては、先ほど申し上げたとおり市の負担ということです現在対応をさせていただいております。

以上です。

深村副主幹

ご質問のありました収支状況の差し引きがゼロと。22年度につきましてもゼロというふうになっております。こちらのほう、先ほど前段の説明の中でも収益を生まない団体であるというようなお話をさせていただきました。その中にあります、管理に要する経費につきましてはもちろん代行負担金で我々は積算して、なるべくそれに近い形での執行ということにはなっているのですが、その年度の執行状況の中におきましては、一部費目の中においては、例えば消耗品からの手数料、あるいは手数料から光熱水費へというような若干の入り繰りも含めた中で、結果的に収支としてはゼロになっていると。先ほどの設備、備品の調達というか、それは設置者である市がやっているということと、ほかにもいろんな細かい部分で市との明確に位置づけが難しいような部分につきましては市のほうで対応したりということをやった結果、収支としては差し引きゼロとなっていることをご理解いただければと思います。

以上です。

清水

生活保護で通院移送費で1点、再質をしたいと思います。

砂川市立病院に通院をされている方でバス代もタクシ一代も支給していない、そういう方は何人ぐらいいらっしゃいますか。

林主査

砂川市立病院への通院につきましては、現在、済みません、手元に持っている資料では6名が23年度末で通院しているということで把握しておりますので、先ほど7名のバスの利用ということでお答えしましたが、年度内での開始または廃止ということもあるので、現在砂川市立病院、23年度末の段階で通われている方は6人ということで把握しております。

以上です。

清水

ちょっと意外な数字なのです。700人のうち砂川市立病院に通っているのが1パーセント。中核病院でがん指定病院で、なおかつ産婦人科が拠点病院でしょう。いろんな指定を受けていて、滝川に住んでいる方でいい医療を受けたいという中では、やっぱり砂川が一番だという部分もかなりあるのです。それで、7人しか通院しないというのは、これはもしかしたら砂川市立に通院している方を滝川市立に移ってくれというような指導をされて滝川に移っているという事例がどの程度あるのかということをお伺いいたします。

林主査

転院の指導ということになろうかと思いますが、まず福祉事務所管内である医療機関に通院されるということが基本となりますので、市外の医療機関、砂川市立病院さんも含めてですけれども、そちらに通院されるとなる場合には、滝川市内の医療機関からの主治医の方の意見書をお持ちになつたりということで、

また逆に言いますと砂川市立病院の主治医の方から滝川市近隣での治療の可能性の可否をお伺いしまして、嘱託医と協議しました結果指導するという形になります。

以上です。

清 水

23年度、ちょっと通院移送費のそういう範囲が厳しくなったのが滝川市の事件がきっかけで20年の3月ぐらいには通達が出ていましたので、だからもう21年、22年というふうに相当数の方が砂川市立病院での治療を受けられず滝川に転院しているということが想定されるのです。林査察は査察になられて丸2年ぐらいですか……1年半。そうすると、22年度は大体把握、半分ぐらい把握されていると思うのですが、大体でいいのですけれども、今6人だけれども、この二、三年でやっぱり二、三十人は減ったという感じでしょうか。感覚的には本当はいけないのだけれども、概要についてお伺いします。

林 主 査

お答えします。

今二、三十名から6名というような清水委員からのお話でしたが、そこまでの減少はないと把握しております。

委 員 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委 員 長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

以上で民生費の質疑を終結いたします。

ここで若干入れかえのため休憩いたします。

休 憩 15：15

再 開 15：31

委 員 長

では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 衛生費

衛生費の説明を求めます。

(保健衛生部所管の衛生費について説明する。)

(市民生活部所管の衛生費について説明する。)

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下

154と155ページの中で衛生費の保健衛生費、他会計繰出金に要した経費、病院事業会計で8億2,310万9,000円ですか、これの内訳の中で旧江部乙診療所の分は幾ら入っているのか、内訳を教えてください。

以上です。

高橋課長

江部乙診療所欠損金の分の繰出金でございますけれども、平成23年度の繰り出し額でございますが、1億4,995万2,000円でございます。

その残った分は市立病院のほうですか。

そのとおりでございます。

ほかに質疑ございますか。

147ページ、一番下の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業、これは道費等も助成されてやっているのですけれども、広報にも出たと思うのですけれども、子供対象になっていたかと思うのですが、どういう周知の方法、そしてどのくらいの学生がそれを受けたのかということをお伺いします。

それと、先ほど何か説明受けたのだけれども、すっきりわからなかったのです

が、高校生の何とか接種のMがどうのというの、もう一回説明をお願いしたいのですが。2点お願ひします。

織田主幹

まず、最初の子宮頸がんワクチンの接種のことについてご説明したいと思います。子宮頸がん等ワクチン緊急接種促進事業に関しては、3つのワクチン事業が入っております。子宮頸がん予防ワクチンとヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンということで3つの予防接種の助成をしております。23年の3月から始まりました。23年度は1年間ずっと実施しております。周知方法ですが、当初23年の3月時点で対象者には全員個別周知をさせていただきました。その後、ワクチンで被害、死亡例が出たということで、そこの検証も含めて一時中止とかをしましたので、昨年度に関しては4月からまた再開にはなったのですが、少し接種のおくれ等がありながら、また再開に至っては各対象者に再度はがきで再開のご案内をしながら開始いたしました。

最終的に23年度の接種率の状況をお話したいと思います。子宮頸がんワクチンは、対象は中学1年生から高校1年生なのですが、昨年度に関しては広く高校2年生も入っております。各学年ごとに接種率が違いますが、その接種率をご説明したいと思います。子宮頸がんワクチン、中学1年生に関しては74.1パーセント、中学2年生75パーセント、中学3年生74.7パーセント、高校1年生78.5パーセント、高校2年生52.5パーセントと、高校2年生に関しては約1カ月間の接種予約期間ということでかなり限定されていましたので、50パーセントに至っておりますが、全体では70.4パーセントということで、全体の7割の方に受けいただきました。

ヒブワクチンに関しては、対象者は生後2カ月から4歳未満のお子さんになります。この接種時期によって接種回数が違うものですから、特に生後2カ月から6カ月までに関しては4回受ける、7カ月から受けた方は3回受ける、1歳以降は1回とかということで接種回数がまちまちです。昨年度ヒブワクチンを受けた方は、接種人数としては435人受けました。特にやっぱり乳児期の予防接種の重症化を防ぐということで、乳児期の接種率が高くなっています。2カ月から7カ月未満の子は78.9パーセント、約8割の方が受けております。7カ月から12カ月未満の方が43.8パーセント、そのほか1歳以上に関しては約20パーセント台ということで受けている状況です。

もう一つの小児用肺炎球菌ワクチンに関してもヒブワクチンと同じく2カ月から4歳未満のお子さんの対象になります。これもヒブワクチンと同様なのですが、2カ月から7カ月未満のお子さんは72パーセント、そのほか7カ月から1歳未満は46.9パーセント、1歳以降になると20から30パーセントの接種率で経過しております。

以上が子宮頸がんの緊急促進事業に関するご説明になります。

もう一点の高校2年生のMRワクチンということですが、このMRワクチンというのが麻疹、はしかです。はしかと風疹を予防するワクチンです。MRワクチンと言っているのですが、麻疹と風疹を予防するワクチンが5年前に中学1年生と高校3年生に緊急で接種することになりました。高校3年生になると接種できるのですが、その前の高校1年生、高校2年生が高体連に出たりとかいろいろな場面で出る機会がある中で高校3年生まで受けられないというのは困るというような市民の声もありまして、2年前から高校1年生、高校2年生を早期に公費助成をしようという制度を始めました。それで、ずっと扶助費という

ことで償還払い的な方法で公費助成をしてきたのですが、23年5月にこの高校2年生も法的に対象とするということになりましたので、この法定の予防接種として対応してきました。

以上でございます。

大 谷

頸がん等ワクチン、よくわかりました。これで見ると、やはり受けない人もいるのですね。これらについては、一時期中止した事故等、皆さんにお知らせするときにはそういうこともありますよということで自分がきちんと選択して受けるとか受けなかつたりとかきちんとされているのですね。そういう内容を含んでお知らせしているということでよろしいのですね。わかりました。

高橋課長

1点、先ほどの木下委員の質問に対して訂正をさせていただきます。市立病院の繰り出しでございますけれども、先ほどの江部乙欠損金以外に高等看護学院に繰り出している分がございまして、この部分が7,483万円でございます。これ以外は全て市立病院ということでございます。

以上でございます。申しわけございませんでした。

委 員 長

井 上

ほかに質疑ございますか。ちょっとと聞かれたのですが、墓地の管理運営の関係ですが、北滝の川の墓地は、私も北滝の川の墓地に、親の墓地があるのだけれども、あそこはほとんど舗装しているように見受けたのだけれども、まだ舗装になっていない部分というか、いろいろあるのかなと思って、何か道路の関係で苦情があつたものだから、全体の管理状況というのはどういうふうになつてあるのかなと思って。その他諸費で270万円ぐらいあるのだけれども、これは主にどういうところに使われているのか教えてください。

山川副主幹

墓地の舗装ということでございますけれども、滝の川墓地に関しましては、参道等についてはほぼ100パーセント舗装です。ただ、お墓とお墓の間、いわゆる通路的な部分、ここにつきましては舗装はいたしてございません。

あと屯田墓地という昔から使っていただいている墓地の東側のほうに共同墓地というところがございます。ここは区画が複雑になってございまして、きちんとした墓盤の目のような形にはなつてございません。ここにつきましては舗装はいたしておりません。

それとあと、その他諸費ということでございますけれども、墓地の除草、これはシルバーさんであるとかほほえみ工房さんのほうにお願いしている除草、あとは供物下げの関係、これらの経費でございます。

以上です。

井 上

屯田墓地の隣という話なのだけれども、それはそのままそのことを言つていいのか、ちょっと現地確認していないで申しわけないのだけれども、そこは舗装を将来するのですか。

こここの共同墓地につきましては、火葬の時代以前から使つてゐるということで、中には土葬もございます。それで、先ほども申し上げましたが、区画がきちんとされていないところでございますので、通路をとる際に、その下にもしかすると土葬の方が眠つていらっしゃるというようなこともございまして、これは4丁目通りを中心に南北、左右にございます。こここのところにつきましては、私どもでは舗装ということは特に予定はしておりません。

ほかに質疑ございますか。

委 員 長  
田 村

ちょっと確認なのだけれども、この墓地の関係で153ページ、北泉岳寺のところ

にある滝川の墓地についての質問ですが、実は、ことし滝川に昔いた方が東京から来てお参りに行つたそうです。そうしたら、お水、あそこの北泉岳寺の入り口にはおけもあって水もあるのだけれども、それは滝川市でのないから使つたらだめだと。そして、トイレもないと。トイレも使つたらだめだと、そういうことがことしあつたと聞きました。それで、市の分譲しているところには水というのではないのだ。僕は確認していないからちょっとわからないのだけれども、水もトイレもないと。そして、北泉岳寺ではその水はやれないと、こういうことがあったそうです。既に役所の方も聞いていると思うのだけれども、あそこに戦没者慰靈碑か何かある。権太の引き揚げの戦没の慰靈碑。その慰靈碑の移動でもって問い合わせがあつたと思うのだけれども、4丁目に動かすというときに市でもって何とかしますと。だけれども、いざそれを動かそうと思ったら勝手に入つたら困ると、警察を呼んだと、北泉岳寺はこんな事件になっているのです。お墓参りに行って警察まで来たという話なのだ。そういうのを把握しているのかということと、今言った北泉岳寺には水はちゃんとあるし、おけもあるのだけれども、市の分譲地はうちでのないから使つたらだめだと言われるそうですが。こういう場合今後どうしたらしいのですか。

山川副主幹

北泉岳寺さんのところになります空知太墓地でございますけれども、あそこのところには市の水道施設、トイレ施設等については設置してございません。しかしながら、北泉岳寺さんの使用されている水道施設の水道料、それとトイレのくみ取り料、これについては滝川市が負担をさせていただいております。従来から施設は北泉岳寺さんで、それに伴う経費的な使用料については滝川市が負担をさせていただくと、そういうことで了解をしていただいていたわけなのですが、ただ、中には参拝に来られた方がさも北泉岳寺さんの水道施設、トイレ施設を使うのが当たり前、そしておけについても北泉岳寺さんで用意していただいているのですが、それを貸さないとは何事だということで、要は北泉岳寺さんに対してクレームを申し上げる方が後を絶たないというような実例も北泉岳寺さんのはうからは聞いてございます。ですから、一概に北泉岳寺さんのほうが悪いということも私どもは言えないのかなというふうに考えております。そして、もう一つの慰靈碑の関係でございますが、これにつきましても南靠山開拓団ということでお聞きしております、移したいということで実際に私どものほうに要望をいただきてございます。一時期は滝の川墓地の中に移設ということも検討した、この場所はどうですかということで現地のほうの確認もそちらのほうの代表の方にしていただきました。ただ、その際に今火葬場のほうのいろいろな整備の関係で計画が持ち上がっているということで、ちょっとその場所についても一旦中止といいますか、もう一度ちょっと場所について検討させていただきたいということで、場所の移転についてはとりあえず様子見というような形になってございます。あの墓碑は今空知太墓地にございますけれども、当時堂垣内さんが知事の時代にいろいろ滝川市民の方からの淨罪等もいただきながらそこに建設したという経過もあるというふうに聞いておりますので、単純に移すことが適當なのかどうかということもお近くの石材店さんのはうからも情報をいただきておりますので、いましばらくこちらのほうでも検討をさせていただきたいということで、進展は今のところないような状態です。以上です。

田 村

ごくことしの話だけれども、もし水道料を払つていると、トイレ料も払つてい

るというのであれば、そういうことを北泉岳寺に再度確認をしたらいいと思う。お墓にパトカー呼んだという話を聞いたことがありますか。それも3台も来たのです。

それと、慰靈碑の話だけれども、慰靈碑を建てた期成会みたいのは、どこでもいいからとにかく移してちゃんとお参りできるようにしてほしいと、こういう要望なのです。そして、4丁目のお墓の横に置いてくれるという話が出てよかったです。だから、もし動かせる状態なら速やかに動かしてやるべきだし、その水の話も東京から来て水ももらえなかつたという話です。そういうことを北泉岳寺の住職に再度きちと話をしてもおかないと、またこういう問題が起きてくると思う。ぜひ住職のほうに市からも言ってほしいし、もしそれがだめだというのなら水道施設をつくるとか何か考えるべきだと思うので、来年もまたお盆が来るので、それまでにはまた返答をお願いしたいと思います。

委員長

答弁いいですか。

田 村

答弁要らないです。

委員長

ほかに質疑ございますか。

清 水

まず、149ページ、歯科保健業務です。233万円ですが、今貧困という点で格差社会の格差の低いほうにいらっしゃる方々の中で口腔崩壊という、私は初めてこの言葉を知ったのですが、要するに口の中が完全に崩壊していると。歯が一本もないとか、ほとんど治療の施しようもないというところまでなる方が急増しているということで、こういった実態を検診や診断でどのように把握をされたか。また、必要な対策について伺います。

次に、その下の一番下、がん検診推進で、まずクーポン事業の効果を伺いたいと思います。また、検診参加拡大の方向性についてお伺いをいたします。

次に、155ページです。じん芥処理費、審議会の諮問が出されました。その中で分別収集の拡大強化ということを抜きに料金値上げはないよという内容だったと思いますが、23年度これについてどのような計画づくりが進んだのかということでお伺いをしたいと思います。

次に、ちょっとこれ通告していないのですが、先ほどのご説明で157ページ、不用額91万9,164円で、これは見積もり合わせの差金だということをお聞きしたので、水質検査ともう一つ、2つ検査、2つの委託を上げられていたと思うのですが、それぞれの契約金額をちょっとお聞きをして、落札価格というのですか、予定単価に対してどれぐらいだったのかといったこともお伺いをいたします。以上です。

小野寺副主幹

口腔崩壊ということについてご説明したいと思います。

今のお話によると、子供の場合については虫歯ということで、全部で乳歯20本なのですから、20本とも虫歯というお子さんは乳幼児から保育所、幼稚園では数名、やはり歯科検診とか、それから健康教育とかに行きますと、数名のお子さんがその中にはいらっしゃいます。先ほど言った格差社会、その辺についてはそういう生活面でのやはり大変な家庭のお子さんにそういう口腔崩壊ということの状況にある方が見られております。それから、成人につきましては、成人のほうもあれなのですけれども、歯周病とかという形でかめないという方がいらっしゃって、やはりそれもまた口の中の口腔崩壊という。それからあと、高齢者になりますと非常に口の機能がうまく働かないということで、口から物が食べられなくなっている方もたくさんおります。それについて

は、老人クラブとか成人歯科検診とかで対応して実態把握していますし、それからあと在宅訪問とかも歯科衛生士が行っているのですけれども、その中でもやはり口の機能が使えないという方を最近よく見かけることがあります。そんな実態があるものですから、今後の対策としましては今後も健康相談とか健康教育などを地道に続けて、また予防活動をこれからも進めてまいりたいと思います。

以上です。

織田主幹

クーポン事業の件についてお答えいたします。

クーポン事業ですが、このがん検診推進事業に要した経費は、今回は大腸がん検診のクーポン事業で、その上の女性特有がん検診推進事業に要した経費が子宮がんと乳がんのクーポン事業になります。乳がんと子宮がん検診に関しては平成21年度から5歳刻みの女性、子宮がんは20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、乳がんに関しては40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、さらに昨年の9月から大腸がんの男女の方に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方にクーポン事業として無料の検診事業のクーポン券を差し上げました。その効果なのですが、通常の検診からするとかなり倍近く検診率は上がっておりまます。対象者は決められているのですが、通常の検診でいきますと子宮がん検診は約20パーセントぐらいのところがクーポンを配付することで23年度34.8パーセントということで約15パーセントアップしています。乳がんに関しては、通常20パーセントの事業に対して、昨年32.7パーセントということで、やはりこれも10パーセントほど受診率アップしております。大腸がんに関しては、平常大体10パーセントの受診率なのですが、クーポン事業によって男性の場合はほぼ変わらなかつたです。クーポン事業で11.8パーセント、女性の場合は19.4ということで、女性の場合は約2倍近くの受診率はアップされました。ということで、クーポンの効果なのですが、受診率アップということにはかなり有効的だと思っています。

あと啓蒙普及的なところでは、初めて受けられるという方も大体2割から3割いらっしゃるということで、検診を今まで経験ない方への啓蒙普及的な効果も考えられています。今後の拡大なのですが、受けやすい体制づくりということで、大腸がん等に関してはやはり皆さんの主治医のところで受けやすいスタイルの方向がとれればということで受診率もアップするかと思いますので、受診期間の拡大、あるいは個別勧奨というのが一番有効的なので、さらにクーポン配付時に個別勧奨しながら、さらに未受診者にも勧奨しているのですが、個別勧奨を続けていくことと、そのほか企業等へのかかわりの中で受けやすいスタイルを模索していくことを考えております。

以上です。

運上主査

私のほうから、先ほど清水委員からいただきました廃棄物の減量審議会から出された答申に対しての分別収集拡大強化の計画づくりの部分についての内容でございます。計画そのものにつきましては、23年3月に策定された一般廃棄物処理基本計画をベースとしながら進めていくということで行っておりますけれども、審議会から出された答申に関する部分といたしましては、まず小型電子機器の拠点回収ということで、10月もしくは11月の施行実施をめどとして今検討を進めています。現在回収の拠点として考えているのが市役所、江部乙支所、まちづくりセンターの3カ所で施行したいということで考えており、準備を進めているところであります。PRを兼ねまして、今週土曜日に予定をされ

ております滝川リサイクルフェアにおきまして小型家電の無料回収を実施をする予定であります。とりわけ本年8月に使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、促進法が成立いたしまして、環境省のほうで回収する品目の最終調整を行っている段階にあります。回収品目につきましては、現在小型家電については268品目の中から検討し、絞り込みに入っているという状況も伺っておりますので、施行の段階から本格回収する移行の段階におきましては品目の拡大もあり得るということで、今年度の施行段階におきましては現行制度の範囲で改修に差し支えないビデオカメラやデジタルカメラ、ゲーム機器、ビデオデッキなどの拠点回収を施行実施したいということで考えております。

また、この答申の中で触れられていた雑紙の回収につきましても、現在既に実施をしている市町村の課題把握と、古紙を実際に受け入れる業者との情報交換をしているところでありますが、とりわけ現状の古紙回収におきましても現在は段ボール、新聞、雑誌、紙パックなどの行政回収を実施しておりますけれども、これについても幾つか課題が出ておりまして、受け入れ業者の方からは特に最近多いビニールのついたダイレクトメールをそのまま排出者が出していたりとか、これを除去する作業が大変苦慮しているなどの課題点も幾つか上げられているということでございますので、分類に対する市民の周知方法などもあわせて検討しながら進めたいということで、新たな行政コストをできるだけふやさない方法を考えながら今進めている段階でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、先ほどの答申に対しての部分のご質問に対する回答といたします。

先ほどご質問がありました委託料の不用額の関係なのですけれども、大きなものとしましては資源回収の回収量の減による42万679円の不用額、それに最終処分場の維持管理委託料と水質分析委託料合わせて28万5,400円の差金が出ていて、これが主なものとなっております。

予定額のほうありますか。

ちょっとと今手元に資料がないので、早急に用意します。

水質検査の契約金額が大きいけれども、見積もり合わせにした可能性があれば聞くつもりでしたけれども、処分場の維持管理の差金を入れて28万円ということなので、いわゆる随契の限度内の金額だということで確認できたので、わかりました。

まず、口腔崩壊なのですが、検診をしたと。これで口腔崩壊が起きていたながら受診ができないということになると、これまた非常に大変な話で、いろんなさまざまな病気に拡大をする可能性がある疾病ですから、そういう点ではちゃんと治療期間にまで受けさせるところまで見届けるというか、ご案内するというか、経済的なことが問題であれば、そこまで持っていくということが必要ではないのかなというふうに思うのですが、そのあたりは保健センター業務ということでここまでということでやっているのかお伺いをしたいと思います。

クーポン事業なのですが、どうして男はこんなに行かないのかということで、実は私も55歳のとき来たのですけれども、行かなかつたのです。なぜかというと、正直言うと検査で本当にわかるのかという。私が思ったのでは、ある人が言ったのです。本当にこれ確率はどうなのですかと、信用できるのかという話を実はされ、何かそういうのが結構あるのではないかと思うのです、胃がんにしても大腸がんにしても。そのあたりの検診の精度というか、そういう点で所

原田副主幹

委員長  
原田副主幹  
清　　水

管としてどのように把握をされているでしょうか。

小野寺副主幹

今治療に行くまでの対応とか、あと経済的に対してどうするかということなのですけれども、やはり大人のケースではそういうときにちょっと困ったことが1件あったのですけれども、そのときには歯科医師会の先生にまずご相談して、治療に行けるようにするためにどうしたらいいかというご相談をしているところはあります。子供については、やはり予防していくなければならないことが、治療より予防が子供の場合とても大事なので、その予防のことをまず徹底してから治療ということで、そのときも治療になるに当たっては歯科医師会の先生にまたご相談して受けていただくということで、必ず市だけではなくて、そういう外部の先生方のご意見を聞いてということで対応しているところです。あとそれから、そういう面での生活的な背景もありますので、その辺はやはり慎重に取り扱って対応しているところはあります。

以上です。

織田主幹

検診の有効性なのですが、この検診の有効性に関しては国の方で研究者たちがいまして、何年かに1回きっちりとした、今のがん検診における有効性を調べていますが、あくまでもこれを受けたら全てがわかるわけではなくて、あくまでも入り口ということの検診なのです。それで、これにひっかかる段階で次の精密検査で何かが起こっても十分対応できる範囲の検査というものがまず今一般的にやられている検診体制ということになります。なので、大腸がんでしたら1日ではなくて2日分の便をとって、出血があるかないかの確認をして、それが痔の出血なのか、それとも大腸がんによるものなのか違うものなのかというところの確認が次に大事なところなので、精密検査をきっちりできる機関を選ぶということは大事かと思うのですが、まず1次検査に関しての有効性に関しては今の日本の中では研究された方たちがこの方向で1次検診という扱いとしては有効性は認められているという状況にあります。

以上です。

委員長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で衛生費の質疑を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あすは、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 16:15